

No.358



不動產調査

「最近の地価の動向と今後の土地政策」 国土交通省 土地・水資源局 次長 宮崎 正義氏

「金融行政の現状と課題」

前 金融庁長官

五味 廣文氏



当研究所は「不動産に関する理論的および実証的研究の進歩発展を促進し、その普及実践化と実務の改善合理化を図ること」を目的として、昭和34年に、各般の専門家を集めて設立された財団法人です。

【不動産に関する理論的・実証的研究】【不動産の鑑定評価】及び【不動産に 関するコンサルティング】の3部門の調和のとれた有機体たることを目指し、 本所のほか全国52支所が一体となって活動しております。

編集発行人/財団法人 日本不動産研究所 調査企画部長 北川 雅章 © 2008

〒105-8485 東京都港区虎ノ門1-3-2 勧銀不二屋ビル TEL03-3503-5330 FAX03-3592-6393 2008年(平成20年)2月8日発行

Japan Real Estate Institute

不動産調査 No358 ISSN 1882-6431

※この度、当所が不動産調査月報として発行していた冊子名を、発行状況にあわせて「不動産調査」と名称変更いたしました。

JREI 財団法人日本不動産研究所





先般、都道府県地価調査の結果が公表されましたが、 これに基づき最近の地価の動きと、国土交通省が土地に ついて今後どのような施策を行おうとしているかについ て、ご紹介させていただきたいと思います。

1.地価の動向・土地をめぐる状況

(1)地価の動向

国十交诵省 十地・水資源局

次長 宮崎 正義氏

(みやざき まさよし)

図表1は、地価公示の対前年の変動率を示したもので す。従って、0%より上ということは前年より地価が上 がっているということです。特徴的なことは、平成の初 めの頃以前は、基本的には常に0より上ということで、 地価は必ず上がるものという認識はこのような経緯から 形成されてきたといえます。

図表1 長期的な地価の動向 31 33 35 37 39 41 43 45 47 48 51 53 55 57 59 61 63 2 4 6 8 10 12 14 16 18 [高度成長期] [列島改造プール] [パブル経済] 大部市や工業地中心の 大部市への人口集中による 国際化 情報化などによる都心の事 地域上昇 住宅地間景の拡大 院所ビル青雲の拡大

今まで大きな山が三つありまして、昭和30年代の高 度成長期の大都市と工業地を中心とする地価の上昇、そ れから40年代後半のいわゆる列島改造ブーム、それと 昭和の終わり頃のバブルと、この三つが大きな山になっ ております。直近のバブルの頃だと対前年比で60%以 上の上昇になっています。図表1は東京都の平均ですの で、全国的にはこれほどにはならなかったのですけれど も、東京都では極めて高い伸びを示したということです。 一方、バブル後は、一転してずっと対前年を下回る状態、 常に前年より値段が下がるという状況が続いておりまし て、東京都でさえ平成18年でやっと下げ止まったとい う状況です。

図表2は、毎年7月1日現在で、都道府県で調査して いただいております都道府県地価調査の結果です。国の 地価公示が1月1日時点の調査なので現時点では最も直 近の傾向をみることができるといえます。この調査は、 全国で約2万4000地点を調査して集計したもので、こ

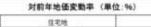
の場合の地価というのは、公示価格の場合と同様、現実 の取引価格というわけではなく、環境、形状等において 標準的な土地の正常価格、つまり、理論値的なものです。

なお、1月1日時点で国が発表している地価公示の調 査地点が、ほとんど都市計画区域内であるのに対し、都 道府県地価調査では、2割程度、それ以外の地点も入っ ているので、若干低めに出るという違いがあります。そ ういったことを頭に置いて見ていただければと思いま

これを見ていただきますと、全国では19年は、マイ ナス0.7%と、ほぼ前年並み。商業地が16年ぶりにプ ラスに転じてプラス1.0%という状況になっております。

図表2 平成19年都道府県地価調査(平成19年9月20日公表)のポイント

- ① 全国平均で見ると、住宅地は△0.7%とほぼ横ばい、商業地は1.0%と16年ぶりに上昇と
- ② 三大都市圏は、住宅地、商業地ともに2年連続上昇となったが、三大都市圏都心の一部で高 い上昇率を示した地点には、今年に入って上昇率が低下した地点も見られた
- ③ 地方圏は、上昇地点が増加した都市やはじめて現れた都市が増加し、下落地点についても その半数以上で下落幅が縮小した。
- ④ 総じてみれば、地方圏においても、地方中心都市を中心に上昇地点が増加するなど地価の 持ち直しの兆しが広がりを見せ始めたが、地方圏の大半の地点では、依然として下落が続し



		186-167-16		- Indiana-Pi			
		17年	18年	1986	1720	184	1986
	全個	0.08	A23	AL01	△,50	021	- 11
	三大都市圏	Δ28	0.4	40	A21	36	104
	東京園	A 24	0.7	TOTAL STREET	A15	29	12.1
開	大坂重	A37	0.0	2.8	Δ33	35	80
	名古屋園	Δ25	Δ01	. 24	∆21	2.4	7.1
	地方面	± 41	- A31	429	A 61	.043	-628

中身を見ますと、三大都市圏につきましては、住宅地 がプラス4.0%と続伸し、商業地につきましては、特に 都心のオフィスビルの好調を反映しましてプラス 10.4%と非常に高い伸びを示しております。一方、地 方圏のほうは、下げ幅は小さくなっているのですけれど も、まだまだマイナスの状況を脱していないという状況 です。

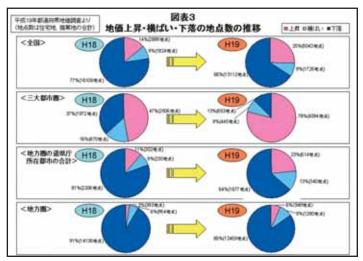
ちなみにブロック中心都市、札幌、仙台、福岡、広島 といったところの状況ですけれども、基本的にはだいた い三大都市圏と同じような動きを示しています。福岡市 の例で言いますと、住宅地は16年ぶりにプラスになっ ており10%を超える上昇を示した地点も出てきている という状況です。商業地につきましては、2年連続でプ ラスで、40%近い上昇を示した地点も出ているという 状況です。このようにブロック中心都市は三大都市圏と だいたい同じような動きを示しているといえます。



CONTENTS

最近の地価の動向と今後の土地政策

1. 地価の動向・土地をめぐる状況	2
(1) 地価の動向	2
(2) 土地をめぐる状況	5
2. 今後の土地政策	7
(1)不動産証券化の環境整備	7
(2)不動産取引価格情報の提供	10
(3) 不動産市場データベースの構築	10
(4) 地籍調査の推進	11
(5) CRE• PRE戦略の推進 ····································	12
(6) エリアマネジメントの推進	13
(7) 土地の安全性に関する情報の整備・提供	14
(8) 宅地供給施策の見直し	15
(9) 国土形成計画の作成	15



以上のような傾向を少し細かく見たものがこの図表3 になります。上がったところ、下がったところ、横ばい のところの地点数を集計したものです。一番上が全国で、 昨年は上がった地点が14%ありました。今年は25%と いうことで、だいぶ増えてきております。2番目が三大 都市圏ですが、一目でわかるように下がっているところ が13%しかない、8割くらいの地点が上がっていると いう状況です。一番下が地方圏で、去年は9割だったの ですけれども、今年もまだ85%くらいが下がっている という状況です。下から二つ目が県庁所在地ですけれど も、上がっているところ、それから横ばいのところがだ いたい3分の1くらいを占めているということで、都心 部から始まった地価上昇の動きが三大都市圏、ブロック 中心都市、県庁所在地くらいまで、少しずつ波及してき ているということが見て取れるかと思います。

それでは具体的にどういうところが上がっているかと いうことです。住宅地でいいますと、まず、居住環境と か交通の利便性がいい、いわゆる伝統的な、ブランドカ のある住宅地が高い上昇率を示しています。東京でいう と港区とか渋谷区、大阪で言うと芦屋といったところで す。また、それ以外でも居住条件等が改善されたところ は上がってきています。つまり、都心部の上昇傾向が次 第に周辺部に広がってきたが、広がり方は一様でなく、 利便性や住環境により上昇率が強く影響を受けていると いうことがうかがえます。

特徴的な例を挙げさせていただければ、神奈川の川崎 市に武蔵小杉というところがあります。そこではJRと 私鉄が平行して走っていますが、直接渋谷に乗り入れて いる私鉄が最寄り駅のところはだいぶ上がっているー 方、JRが最寄り駅の地点は、単価も上昇率もそれほど ではないというように、ばらつきが非常にあります。

次に、商業地をみてみますと、高い賃料が見込めるよ うな収益性の高い昔からのブランド的繁華街、それから 再開発等で商業集積が進んだところが上がっているとい うことです。これも、マスコミ等でよく報道されますけ れども、都道府県地価調査で一番地価の高い、銀座2丁 目の明治屋ビルというのがあるのですけれども、平米で 2500万円を超すところですが、海の方に300メート ルくらい離れてしまうと地価が5分の1位になるという ことで、地価の動きは一様でなく、収益性とか利便性で 説明できるようなところが上がっているということで

このような傾向は地方圏でも同じです。例えば、高松 とか熊本とか再開発によって商業集積が進んだところ や、富山のように再開発を進める一方、次世代型の路面 電車システムを導入して、交通の便がよくなったという ようなところが上がっているということです。もう一つ、 地方圏で特徴的なことは、軽井沢とか沖縄の石垣市とか、 観光地が上がっているということです。今回、住宅地の 上昇率が全国で一番高かったのは北海道の倶知安とい う、オーストラリアからスキー客が来るところですけれ ども、このように観光需要の増大等を背景に平均で上昇 となっているところがあります。

ただ、上昇している都市においても、中心部はともか く、郊外部のほうは需給が緩んで低下するという傾向が 見て取れます。地価の個別化といいますか、何でも上が るというのではなくて、利用価値に応じて価格が形成さ れるというように変わってきているという傾向が見て取 れます。

最近、工場の拠点が国内に戻って来ているということ もよく取り上げられますけれども、今回の調査で、もう 一つ特徴的なのは、企業収益の改善等を背景として工業 地にも上昇地点が現われたということです。

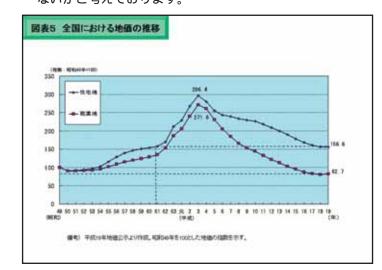
次に、こういった状況をどう考えるかということです。 一部、バブルではないかという話もありますけれども、 私どもとしては、結論から言うとまだまだそういう段階 ではないというように考えております。

図表4 高い地価上昇率(10%以上)を見せた共通地点の半年後の勢向

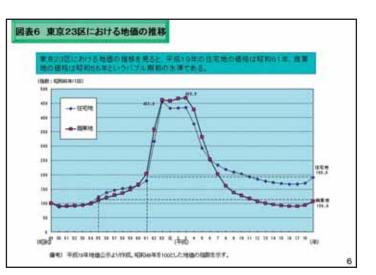
	共通地点数	上昇率が加速している 地点数	上昇率が等速であった 地点数	上昇率が減速している 地点数
東京	20	4	1	15
大阪	12	2	124	10
名古歴	17	9	1 4 .	8

※共通地点とは、都道府県地価調査と地価公示の共通地点をいう。

図表4は半年ずれて調査している県の地価調査と国の 地価公示のうち、東京、大阪、名古屋の共通地点につい て地価の動きを見たものです。これによると上昇率が加 速しているところよりも減速しているところが多い。加 速しているところは、昨年伸び方が小さかったので、今 年また加速しているというところで、全体としては一定 の上げ止まり感が出ているのではないかと思います。都 心部のマンション価格がだいぶ上がってきておりまし て、なかなか客が価格上昇についていけないという動き もよく聞きますし、ある程度、限界感が出ているのでは ないかと考えております。



次に、絶対水準がどれくらいかということを示したの が図表5、図表6です。図表5は全国のものですけれど も、住宅地の方は平成19年の姿というのはだいたい昭 和61年頃、バブル前の状況です。商業地の方は、地価 公示制度が始まった以前というか、それくらいのまだ低 い水準にあります。この表で見ますと、昭和50年、51 年くらいの水準だということです。



図表6は東京の例ですけれども、東京で見ますと、住 宅地がだいたい昭和61年頃、商業地が昭和55年頃の水 準です。また、先ほど申しましたように上がり方につい てどこでも上がるということではなくて、収益性や利便 性で説明できるような地点が上っているというのがバブ ル期との違いだろうと思います。バブルの頃は、東京の 商業地の場合、昭和62年には、平均としても今回より はるかに高い上昇率であったばかりでなく、23区をみ ると9割くらいの地点で40%以上上がっている。言っ てみれば、全面的に上がるというような状況だったので すが、そういった状況とは違っているのではないか、と 思います。

金融機関の不動産向け融資の状況を見ましても、当時、 30%位前年より伸びるという状況だったのですが、最 近は昔と違ってファンドのようなツールも出てきており ますけれども、そういう不動産向け融資の動きから判断 しても、バブルという状況ではないと考えております。

土地取引につきましては、国土利用計画法という制度 がありまして、バブルの頃は、これに基づいて地域を指 定して土地売買をする時に事前届け出制にするというこ とがありましたけれども、その権限があります各都道府 県にいるいる情報と地元の感触をお伺いましても、とて もそういう状況ではない、というように伺っております。

しかしながら、長く続いた低迷の時期から最近、かな り状況が変わってきたということは事実です。私どもと しましては、地価の動向が、比較的早めに現れる都心部 の高度利用地、商業集積が進んでいるところとか、都心 のタワーマンション等の地点について、四半期ごとにフ ォローするとか、あるいは国土利用計画法の事後届け出 制を利用しまして、短期売買のモニタリングをするとい うことで、十分フォローしていきたいと考えております。

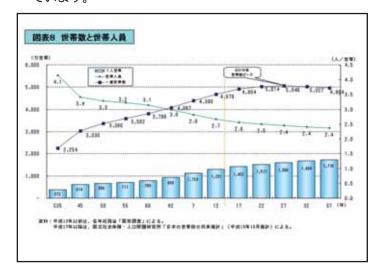
また、今回まちづくりや再開発等に取り組まれたところが上がっているという傾向が伺われたわけですがいろいるな政策手法を通じて、そういった地域活性化の取り組みに支援をしていきたいと考えております。

(2)土地をめぐる状況



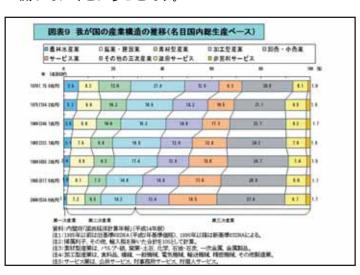
次に、土地をめぐる背景等の変化についてでございます。

図表7は平成14年1月の人口推計ですけれども、現実には、この時の予想より早く2004年にはピークアウトしており、この図表でも2050年には約1億人になり、高齢化比率も36%くらいになるとなっていますが、これより更に早く高齢人口化と人口減少が進むと推計されています。



住宅の需要に、直接影響のある世帯数につきましては、 一方で、世帯当たりの人員がどんどん減ってきて、昔は 4人くらいだったのが今は2人台にどんどん下がってき ているということで、世帯数のピークアウトする時期は 人口のピークより10年位ずれるのですけれども、減少が見込まれます(図表8)。当然、人口減と相まって住宅需要も落ちてくるということです。また、一世帯当たりの人数、家族構成が変わってくるので、住宅についての質についてもミスマッチが出てくるという問題が予想されるわけです。すでに、子供の独立した高齢の夫婦が都心に、郊外部から移って行くというような動きも一部出てきています。したがって、都市部においても、空き地とか空き家の対策といったことが今後必要なのではないかと考えております。

図表9は産業構造の推移です。二次産業から三次産業へ産業のウエイトがどんどん移っていくというグラフですけれども、これに伴い、産業からの土地需要も当然、影響を受けます。例えば100万円の付加価値を生むためにそれぞれの産業でどれくらい土地を必要としているかという話ですけれども、小売だと5平米位でいいのに、鉄鋼だと80平米位いるというような推計があります。三次産業化が進んでいけば、必要となる企業側の土地も減っていくということです。



一方においては、経済成長すれば、同じ産業でも一人当たりに必要となるオフィス面積は増えるとか、経済成長率が高くなればそれだけ必要面積が増えるということがありまして、一概に言えないのですけれども、ただ産業構造がこういうようになっていけば、従来のような需要圧力は産業側からもないのではないかということが、これで見て取れると思います。



こういった動きを反映して、先ほども申し上げました空き家と空き地の状況が図表10のようになっています。左側が空き地ですが、2003年で全国に13万ヘクタール空き地があるという状況です。13万ヘクタールがどれくらいのイメージかということですけれども、人口集中地区(DID地区)の面積が全国で123万ヘクタールですので、もうすでにその1割強に匹敵する面積が空き地の状態になっているということです。右側が空き家のほうですけれども、600万戸を超しまして、12.2%が空き家になっている。こういったものの対策をどうしていくかということが今後の重要な課題であろうかと思っております。

次に、土地に対する意識の変化です。図表11-1は 土地が他の金融資産に比べて有利かというアンケートで すけれども、昔は、土地は常に上がるものだから持って おいた方が有利だということで、かなり高い率で土地が 有利だとおっしゃっていたのですけれども、最近はだい ぶ減ってきているということです。また、一方で、環境 や景観に対する関心が高まってきているという傾向もあ ります。





図表11-2は企業の意識ですけれども、昔は、計画はなくてもとりあえず土地を買っておこうということで、66.7%の方が所有の方が有利とおっしゃっていたのですが、今、41.2%まで下がってきている。最近、若干景気動向がよくなっておりますので若干、伸びてきておりますけれども、4割くらいまで下がってきている状況です。この4割の中でも、どういう理由でそう思うのですかということをお聞きしますと、他の金融資産より有利という回答は2割くらいで、企業活動を行う上で自由に活用できるというのがだいたい6割ということで、所有が有利とおっしゃる方も6割位は企業の活動として、利用する時の観点からおっしゃっているというようなことが傾向として出ております。

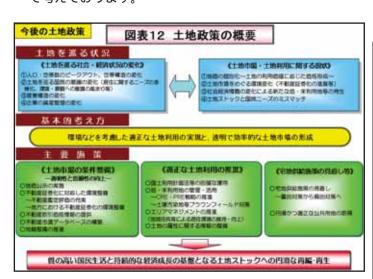
このようにバブル崩壊後の経験、最近の会計基準の改正等から、企業の土地に対する考え方も変化してきています。

2. 今後の土地政策

このような最近の状況を踏まえまして、私どもの施策の方向性ということですけれども、これを整理したのが図表12です。

私どもは土地政策の方向性として二つ大きな柱を考えております。一つは適正な土地利用と書いておりますけれども、いかに稼働していない土地を減らすか、あるいはそういう土地が発生することを防ぐか。土地がその効用をフルに発揮できるようにするかということが一つ。そのために、土地の流動化を促進するということで、その前提として透明で効率的な土地市場をいかに作っていくかということ、この二つを大きな柱として、いろいろな施策を講じているところです。

その他、宅地関係も私どもの担当でありまして、宅地につきましては、量的な対策はだいたい終わり、今後はむしろ既存のものをいかに質的に改善しながら活用していくか。そちらに力点を移してやっていこうということで考えております。

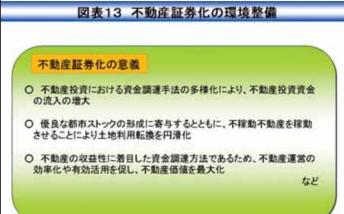


(1)不動産証券化の環境整備

次に、具体的な施策のいくつかについてお話させていただきたいと思いますが、まず一つは、土地市場の条件整備の一環として不動産証券化の環境整備ということをやっております。

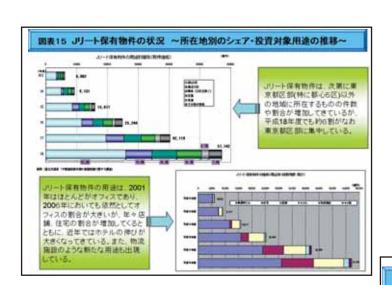
特別の会社を作りまして、そこで出資なり融資を受けて不動産に投資して、そこから上がる収益を出資者に分配するというような手法が、不良債権化した不動産の処理ということから、最近では普通の不動産の運用にも利用されるようになってきております。そういったことを踏まえて、その環境整備を進めていくというものです。

ご案内の通り、不動産投資というのは多額にわたるわけですけれども、この手法を使うことによってリスクが小口化できる、また、市場に上場してJ-REIT(不動産投資信託)という形で一般の方も売買できるということで、新しい資金が流入し、市場に厚みが増す。それからリスクが分散できますので、都市の再整備のようなリスクの高いものにも使えるというメリットがあります。もう一つ収益に着目するわけですので、他の運用手法との比較ということで、効率化や不動産価値の最大化が期待できます。



また、経済的な効率性だけではなくて、例えば京都の 町屋辺りで、この証券化手法を使ってボランティア的な 資金を入れて、町屋を残しながらレストランとして活用 するというようにまちづくりでも使われているようなケ ースも最近出てきております。





図表14は最近どれくらい伸びてきているかです。広 義の証券化も含めて累計で33兆円に達し、急速に証券 化が進んでいるということです。

図表15のほうで見ていただきますと、都心から始まり、現在も都心が中心ですけれども、次第に地方にも運用対象が広がっていることがわかります。図表15の下の図は、種類別の保有物件の状況ですが、最初はオフィスビルから始まったのですけれども、店舗とか住宅とかホテルとか物流施設へと広がり、最近ではメーカーの工場とか、ガス会社の建物とかといったものまで対象にするJ-REITも出て来ております。

こういった不動産証券化というのは今後伸びていくと 私どもは考えておりまして、それの円滑化というか透明 性を確保するために、施策を講じているところです。



その一つが、図表16の不動産鑑定評価の充実です。 ご案内の通り、不動産の売買をする時、適正な鑑定評価 をしていただくため、法律に基づく不動産鑑定の制度が あるわけですけれども、それをこういう証券化が普及し てきた時代に合ったものにする取り組みです。

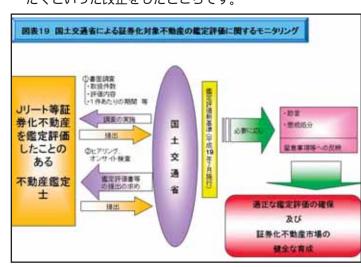
また、Jリートのように、プロだけではなくて一般の方も投資されるということで、投資判断の根拠になる鑑定をきちっと、証券化の特徴を踏まえたものにするということで、図表17のような考え方に立って改正をしたところです。具体的には、評価手順の明確化、より高度の説明責任を果たせるようにすること、比較容易性の向上等をめざした改正です。



不動産証券化市場の急速な進展に伴い、証券化対象不動産の鑑定評価の役割が増大する中、評価手順の明確化、高度な説明責任、比較容易性の向上等に強い要請。

○Jリートの上場等を契機に、関係法律に不動産鑑定士による鑑定評価が 義務付けられ、投資判断のための開示情報としての重要性の高まり。 ○不動産鑑定に求められる知識・経験が高度化・広範化し、他の専門家との連携が不可欠になるとともに、DCF法の適用に関し複数の評価書の比較容易性やCash Flow・利回りの説明の精緻化が課題。

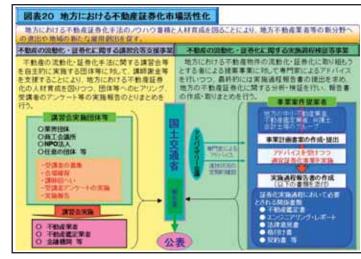
図表18は、その具体的な改正内容のポイントです。 鑑定評価に当たってのマニュアル的なものが事務次官通 知で出ているわけですけれども、一つは、エンジニアリ ング・レポートといって、建物等につきまして、これは 建築会社等から出していただくのですけれども、どれく らいメンテナンスに費用がかかるとか、法的規制がどう なっているかとかいうようなその建物の価値を判断する ためのレポートを入手して、それをどう評価・判断した かということをきちんと鑑定評価に反映させてください ということ。それから真ん中の欄は、それぞれの用語・ 定義の統一、ある人はある項目を維持管理費の中に入れ ているけれども、ある人は入れていないとかそういうこ とがないようにし、比較を容易にする。それから一番下 は、証券化対象不動産の収益価格を求めるに当たっては、 DCF法を適用するが、どういう数字を採用して、どう いう考え方でやったかというその過程を明確にしていた だくといった改正をしたところです。



この改正は、今年の7月から施行しましたが、現在、 実際やっていただいている不動産鑑定士さんにご協力い ただきながら、実際の適用状態を調査しておりまして、 今後の鑑定のマニュアルの見直等に反映させたいと考え ております。

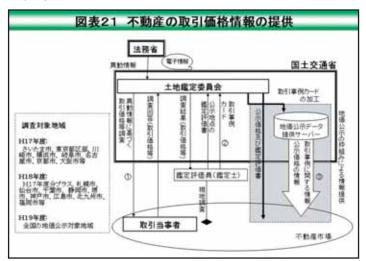
886

もう一つ、地方における市場の活性化ということで、 地方における不動産証券化の取り組みの普及・支援を行っております。地方にこの不動産証券化の手法を普及するにあたっていくつかネックがあります。一つは、いろいろな専門家の方々に協力していただく、参加していただくことが不可欠であるが、ノウハウのある方が少ないということで、そのために、図表20の左側に書いてありますけれども、講習会を開きまして、関連する専門職の方々にノウハウを学んでいただくということを行っています。



もう一つは、地方に行きますと、どうしても証券化の対象となる不動産価格に比べて証券化のためのコストが大きいということがありまして、なかなか実践的なノウハウが蓄積できないということですので、社会実験と申しておりますけれども、いくつか地方において証券化の、こういったことをやりたいということを提案していただきまして、それに対して専門家からアドバイスしていただきながら、証券化を進めてもらい、また、その過程の報告書を作成してもらって、それをマニュアルとして普及するといったことに取り組んでいるところです。

(2)不動産取引価格情報の提供





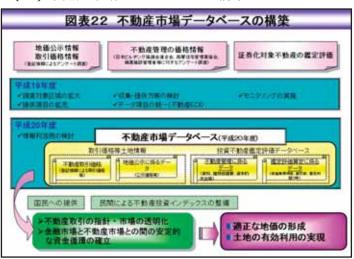
次に、不動産取引価格情報の提供です。

公示価格とかいろいろ公表されていますが、実際の土地取引を行うに当たって、現実の取引価格についての情報がないので不安だという声が非常に強いのですが、そういったことを解消する一つの手段になるのではないかということで、法務省にご協力いただいて行っているものです。具体的には、登記所に届け出があった不動産取引の情報に基づき、当事者の方々にアンケートを出しまして、これだけの価格だったよとお答えいただいたものについて再調査をして、それをインターネットで公開するという取り組みをしております。17年度から準備を始めまして、18年4月から、情報提供を開始し、19年度からは全国に対象地域を広げているところです。

図表21の下がそのイメージです。従来からあった住所、取引価格、面積等の情報に加え、10月からは、前面道路の状況や最寄り駅はどこでどれくらいの時間がかかるか、建ペい率、容積率等の情報を追加することとし

ていますが、こういったことで土地取引に対する情報が 足りないという不満や不安を解消していきたいと考えて おります。ただ、これは個人情報に関わることであり、 任意のアンケートに協力していただけるかにも関わりま すので、個人や土地の特定ができないような形で十分配 慮してやっていきたいと考えております。

(3)不動産市場データベースの構築

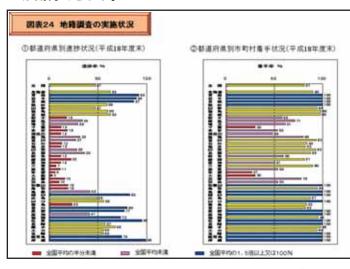


将来的には、関係業界の方々にもご協力いただいてこういった土地の価格情報と図表22の一番上の真ん中にあります管理費がいくらかといった不動産管理に係る情報、それから証券化対象不動産の鑑定評価で得られたデータといったものを整理して、全部まとめたような形の『不動産市場データベース』を作り、国民の皆さんに提供していきたいと考えております。それによりまして、それを活用した民間による新しいビジネスもでてくるのではないかと期待しているところです。

(4)地籍調査の推進

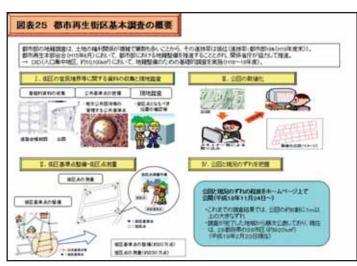


次にお話しするのは地籍調査です。土地の取引をした場合、登記所に届け出いただいているわけですけれども、そこに備え付けられてある地図というのは実は非常に不正確なものが多くて、図表23の左側の上に書いてありますように、今ある地図の半分は明治初期の地租改正の時に作成された地図です。したがって、取引をする時に図面と違っているとか、公共事業をやる時に、あるいは民間の開発事業をやる時に境界がはっきりせず権利者との間で混乱が生じるとかといったことがあります。地籍調査は、一筆ごとに所有者・境界を調査し、面積等を測量し、権利関係を明確にするために実施しているもので、これにより、土地取引の円滑化や土地資産の保全、開発事業の期間・コストの縮減、災害復興の迅速化等の効果が期待できます。



現在、全国で47%くらいの進捗率で、権利が錯綜しております都市部では進捗率が19%と大変遅れております。

図表24は全国の都道府県別の進捗率です。特に都市部につきましては大変遅れているということもありまして、国のほうで特別に、図表25と26にありますように、官民の境界に関する調査、基準点の設置や街区点の測量、公図の数値化といった実施主体である市町村が取り組みやすくするための環境整備をする事業を実施しているところです。





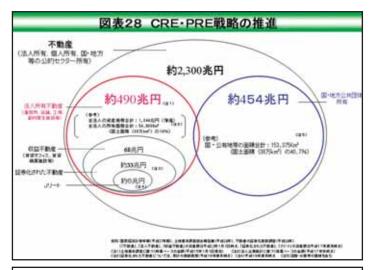
また、山林の公図には極めて不正確なものが多いのですが、高齢化が特に進んでいますので当時のことを知っている人がいる間に、大まかな境界を保全するというようなことも今やっているところです(図表27)。

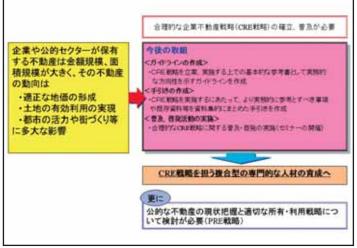


(5) CRE・PRE戦略の推進

次の論点ですけれども、適正な土地利用の推進という 一環で、いかに企業等の不動産の適正利用を進めるかと いうことです。CREというのは企業の不動産、PREと いうのは公的機関の持っている不動産ということです。 図表28は、不動産を誰がどれくらい所有しているか推 計したものですが、左側が法人所有不動産ですけれども、 金額ベースでだいたい2割。面積ベースで14%くらい 持っています。また、金額ベースでは法人所有と同じく らい、面積ベースでは4割を公的機関が持っているわけ です。非常に金額も面積も大きいのです。特に、企業は フローで申しましても、大きな位置を占めています。今、 十地取引の売りも買いも50%位は企業が占めています。 バブルの頃は買いの60%、売りの35~40%を占める ということで、非常に買い越しであったのですけれども、 最近は売り、買いトントンとなっていますが、それでも 50%くらいは企業が動かしているということで、その 動きによって土地市場が非常に影響を受けるということ です。

最近、減損会計の導入等の会計制度の改正など企業の 土地所有をめぐる状況も大きく変わってきております が、土地市場にとっても影響が大きいということで、具 体的には、どう不動産を活用するかということはそれぞ れの企業で決定いただくことですけれども、どういった ように企業の不動産戦略を立てていけばいいのかと、そ ういったことを官民一体となりましてマニュアル作りと か、あるいは参考資料集のようなものを作っていきたい ということで、研究会を立ち上げていま取り組んでいる ところです。将来的にはさらに公的機関の所有する不動 産についても、現状把握と、適正な所有・利用にどうい ったように取り組むべきかということを検討していきた いと考えております。







(6)エリアマネジメントの推進



次は、エリアマネジメントの推進についてです。エリ アマネジメントというのは聞きなれないことばかも知れ ませんが、最近、環境問題、安心、安全に非常に皆さん 関心が高くなっていること等を背景に、地域の住環境等 を自分達で維持・管理していこうというような地域の皆 さん方の自主的取組みが増えてきております。このよう な取組みを私どもは、エリアマネジメントといっており ます。今後、高齢化や少子化が進んで空き地とか空き家 が出てくる、良好なコミュニティの維持が困難になって くるということもありますので、自らの問題として、自 治体と協力をしながら取り組んでいこうというこのよう な取り組みが非常に重要になってくると考えておりま す。











たとえば、福岡の香椎のアイランドシティ(具体例1) は、郊外型の大規模新規開発地ですけれども、開発の時 から住民全員からなる協議会を作って自分たちである程 度、自治体と協力しながら居住環境を管理をしていこう というような取り組みです。神戸の例(具体例②)につ いては、もっと小さい規模ですけれども、分譲の時から 居住区の真ん中に共有の公園を置いて、自分たちで管理 するというコンセプトでやっている例です。神奈川の例 は、大規模な郊外型ですが、既成市街地での取組みの例 (具体例③)です。次は、都市部の非住宅ですけれども、 東京の汐留(具体例4)というところです。地下歩道と かガーデンといったものについて地元協議会でもある程 度費用を負担しながら管理していくということを行政と 合意し、その代わりスペックを挙げて立派なものを作る というようなことで取り組んでいる例です。福岡の天神 の例(具体例5)も商業地の例です。

こういった取り組みが、現在、各地で生まれてきてお りますが、今後、更に推進していくため、今、実際そう いうものに取り組んでおられるところにつきまして、そ れを支援して、取り組みについてとりまとめをする。そ れを生かして今後そういったものに取り組んで行こうと する方々に対するマニュアル的なものを作ることを、今 やっているところです(図表30)。



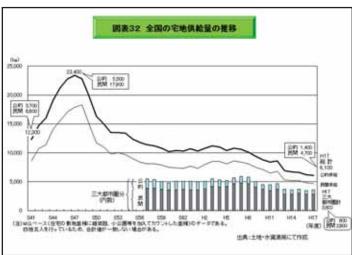
(7)土地の安全性に関する情報の整備・提供

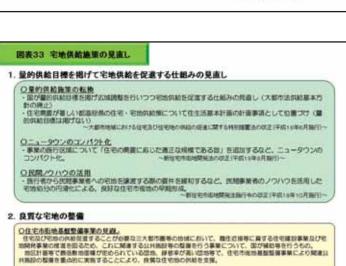


次は、土地の安全性に関する情報の整備・提供です (図表31)。災害が最近非常に多くなっておりますが、 昔からある土地の地図とか、あるいは災害の歴史資料と かいろいろな機関が持っているものをまとめまして、十 地にどういう変遷があって、どういう災害があったとい うものをまとめまして、一般の方々に提供するような取 り組みをしたいと考えております。それによって地域の 防災力の向上とか、災害に強いまちづくりとか、土地を 開発する時に適切な工法を採用するとか、といったこと に生かしていけたらと思っています。

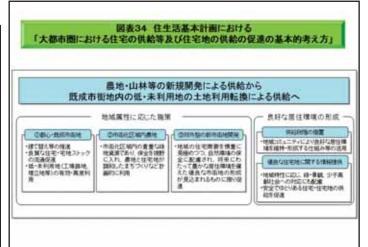
これと似たようなものとして、ブラウンフィールド対 策ということも検討したいと考えております。これは市 街地の汚染地やごみ投棄地などを放っておきますと、ど うしても周りのまちづくりに影響が出る。それから土地 が有効に活用されないということがありますので、そう いったものの現状把握とか、どういった対策をしていく かということを検討していきたいと考えております。

(8)宅地供給施策の見直し



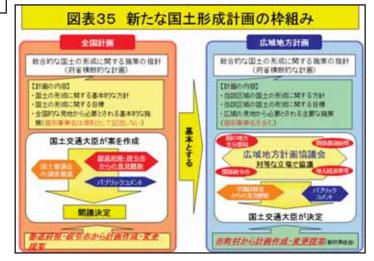


宅地供給については先ほどお話ししましたが、現在はピーク時の4分の1位しか供給しておりません(図表32)。新しい数的目標を行政が決めて開発していくということではなく、既存のものをいかに効率的に利用するか、あるいは質の高いものに替えていくかということに施策の重点を変えて進めていくこととしております(図表33、34)。

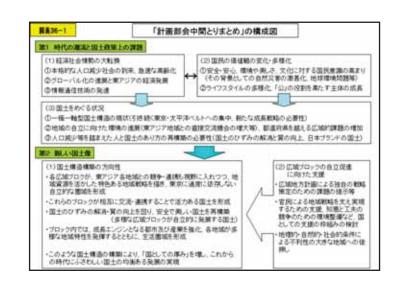


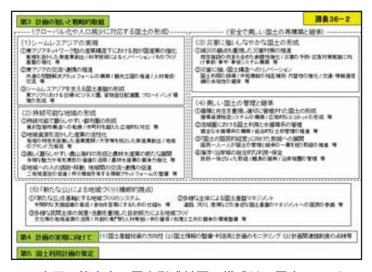
(9)国土形成計画の作成

最後に一つ、直接土地政策というわけではありませんけれども、現在、検討されている新しい国土形成計画について、お話ししたいと思います。新全総とか三全総とか、いわゆる全国総合開発計画がこれまで策定されてきました。しかし、これからは、開発というよりもむしろいかに既存のストックを活用していくか等の成熟社会に適応したものにする必要があるということで、法律も17年に国土形成計画法と変わりまして、それに基づく最初の計画というものをいま作っているところです。19年度は全国計画を策定するということで、都道府県、政令市からもご意見をいただきまして、現在、最終的な調整をしているところです。



更には、全国計画を基に、ブロック単位で国の地方支部部局、あるいは都道府県、政令市、市町村、地元の経済界の方々等のご意見を踏まえて広域地方計画を作るということになります。





今回、策定中の国土形成計画の構成は、図表36にありますが、具体的に、どんなところに特徴があるかというと、一つ目は、人口減少下における初めての国土計画ということで、人口減少が国の衰退につながらない国土づくりという視点です。二つ目は、今まではいわゆる全国計画というものは、国内だけを考えて計画していたのですけれども、成長著しい東アジアとの競争連携を視野に入れるということです。それから、ブロックということを重視しまして、それぞれのブロックがそれぞれの特徴を生かして東京に過度に依存しないで、交流・連携しながら国土を形成していくということが、三つ目の視点です。四つ目が、新たな公による地域づくりということで、先ほどのエリアマネジメントのところで申しましたけれども、マンパワーも地域で減ってきている。それか

ら自治体のほうも行財政改革で今まで通りのことはなかなか難しくなっているということで、公と民の協力あるいは中間的な組織を作って、そこで、ある程度自主的に地域づくり、あるいは地域の管理をやっていこうといった視点です。

こういったことで、全国計画を19年度中に、個別の 事業名まで入れたブロック計画を20年度に策定すると いうことで今進んでいるところです。

なお、それを踏まえまして、土地の利用計画である国 土利用計画も、改定することとなっておりまして、全国 計画については、19年度に国土形成計画と併せて策定 するということで、いま作業を進めているところです。土 地政策に影響を与える大きな動きとしてはそういうもの がございます。

土地というのは国民生活や経済発展の基盤となるものであり、私どもとしましても、特にいま高齢化とか人口減少とか非常に過渡期ですので、低・未利用の土地が出て来ないよう、有効利用をいかに図っていくか、それから透明で効率的な土地市場をどうやって作っていくかといったことを基本に、いろいろな施策を講じていきたいと考えています。

以上、ざっぱくではございますが、最近の地価の動向 と今後の施策の方向につきましてご紹介させていただき ました。ありがとうございました。

|(本稿は、平成19年10月16日に開催された当研究所主催の「土地月間」福岡講演会での講演内容をもとにとりまとめたものです。)





前	金融庁長官	五味	廣文氏
		(ご み	7)ろぶみ)

略歴
1972.3 東京大学(法)卒
1981.6 パーパード・ロースクール LL.M
1972.4 大蔵省入局
1993.7 大蔵省主計局主計官(防衛担当)
1997.7 大蔵省大臣官房参事官兼大臣官房審議官兼内閣総理大臣官房金融監督庁設立準備室主幹兼内閣審議官(内閣官房内閣内政審議室)
1998.6 金融監督庁検査部長
2001.7 金融庁検査局長

2001.7 金融庁検査局長 2002.7 金融庁監督局長 2004.7 金融庁長官 2007.7.11 金融庁顧問

2007.10.1 西村あさひ法律事務所顧問

CONTENTS

金融行政の現状と課題

1. 我が国の金融を巡る主な出来事	3
(1)金融監督庁の発足と危機管理の時代	3
(2) リスク管理の時代)
(3) バブル時の教訓)
(4) 不良債権の処理	
(5) 最近の状況	ŀ
2. これからの金融行政	j
(1)金融商品取引法制の策定	5
(2) 公認会計士制度の見直し	7
(3)金融・資本市場の国際競争力の強化	3
(4)努力を促す枠組みの整備)
(5) サブプライム・ローン問題	3

金融行政の現状と課題

1. 我が国の金融を巡る主な出来事

金融行政を、特に金融監督庁という役所ができましてから概ね10年間担当しておりました経験などを踏まえて、この間に起こった事柄とその時々の金融行政の対応をご説明しながら、何が金融という世界でこれから大事なのかというようなことにちょっと触れられたらと思っております。

(1)金融監督庁の発足と危機管理の時代

1998年に金融監督庁が発足をしています。この前に 住専問題という、たいへん大きな政治的な問題にもなっ た金融上の課題があり、また、大蔵省の銀行検査、金融機関検査を担当する検査官の過剰接待などの不祥事もあったというような、様々なことで、国民の皆様から財政と金融が同じ役所が担当することの是非ということが議論になりました。様々な検討の結果、大蔵省から金融行政部門を分離する。特に、金融行政の監督、検査部門を分離するということで金融監督庁が発足したわけです。

諸外国でも珍しい制度です。金融行政、金融機関を監督する立場の大臣と、国家財政や国際金融を担当する大臣が別の大臣であるということは、私の知る限り先進国にはない制度です。もっとも、金融機関の監督を中央銀行が相当程度行っているところというのはいくらでもあります。ただ、その場合でも中央銀行と財政当局という

図表1 我が国の金融を巡る主な出来事

	経済情勢・政府の不良債権処理策等	主な破綻・合併等	学園時代会・園園舞会
1993 (H5) 年	1月 「共同債権買取機権」発足 5月 都総各行、初めて不良債権額を公表(総額8 兆4553億円)	2月 日本住宅金融の再進牽決定	4月 銀行・証券等の相互参入を進める一連の金融 制度改革法施行
1995 (H7)	12月 住専問題処理、閣議決定(1次ロス処理に 6850億円の予算措置など)	3月 東京・三菱銀行合併発表 8月 兵庫銀行(破綻) 9月 大和銀行所支店で巨額損失事件発賞	
1996 (HB) 年	6月 住事処理法が国会通過 預金保険法改正 (平成13年3月まで預金の全 額保護)	[11月 横本首相、「日本版ピッグのシ」横想発表
1997 (H9)	9月 整理回収銀行設立 6月 改正日本銀行法、改正決占禁止法成立	4月 日産生命の破綻処理 (業務停止命令) 10~11月 銀行・証券会社の連続破綻 (路根、山 一複券、三洋証券、徳陽シサイ維等)	
1998 (H10)		3月 21行への資本増減承認 10月 長趣(特別公的管理) 12月 日債趣(特別公的管理)	3月 金融等株会社関連2法の施行 3月期 土地再評価法適用開始 10月 「金融両生法」及び「金融機能早期健全化 法」施力
1999 (H11) 年	4月 金融監督庁、「金融検査マニュアル」公表	3月 大手15行への資本環境系設 4~10月 第二地原5行 (研修) 8月 DMR、富士、興難が統合計画発表 9月 地域銀行4行への資本増強承認 (以降平成13 年11月前での間に13行への資本増強承認) 10月 住女・さくら銀行、合併を公表	3月期 税効果会計の早期適用 11月 級総税会資産にかかる監査実務指針 12月 民事再生法
2000 (H12)	7月 金融庁発足	3月 新生銀行、あおぼら銀行発足	9月期 金融商品の時価会計導入(欧策株への適用 は13年9月期)
2001 (H13) 年	4月 教府・与党、緊急経済対策を決定(単行の保 有株式質い上げ機権補助、3年間で不良債権処理終 7など) 6月 骨太の力針(不良債権処理状況の成等) 10月 改革先行プログラム(主要行の特別接套等)	4月 金融庁、ソニー銀行・IYパンク銀行に銀行免 計交付 5月 税金等全額保護の特例指載延長 9月 大和銀行とあさひ銀行、経営統合で基本合享 と発表	8月 財務会計基準機権発足 9月 私的整理ガイドライン
2002 (H14)	8月 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」 公表 10月 金融庁、「金融両生プログラム」公表	3月 金融庁、承継銀行(ブリッジパンク)設立を 決定(石川・中部銀行の受け皿に) 中部銀行(破綻)	1月 銀行等保有株式取得機構設立
2003 (H15) #	7月 銀行等保有株式取得機権の機能拡充 (8%拠 出金の機正)	4月 決済用資金全額保護の恒久措置開始 5月 金融危機対応会議開催(リそな単行に対する 資本増強の必要性を認定) 11月 足利単行(特別危機管理)	4月 日本郵歌公社発足 5月 産業再生機構、業務開始
2004 (H16) #	12月 金融庁、「金融改革プログラム」公表	4月 新生銀行が苦選銀行へ転換 7月 UFJ・三菱東京F0の程営統合発表 8月 金融機能性に減の施行 10月 金融庁がUFJを検査忌避で刑事告発	3月期 国定資産の数据会計早期適用開始 4月 改正公認会計士追 施行 5月 証券取引法改正 11月 金融先物取引法改正
2005 (H17) 年	3月 金融庁、「金融改革プログラム工程表」公表 5月 主裏行の平成16年度決策(連報ペース。不良 債権比率2.9%)公表	10月 金融庁、明治安田生命に対し行歌処分 11月 金融庁、東京三菱銀行・UJ銀行に対し合併 級可審交付	4月 ベイオフ解禁の実施 11月 銀行法改正
2006 (H18) #	11月 主要行の不良債権比率公表(平成18年9月期 1.5%) 12月 地域銀行の不良債権比率公表(平成18年9月 期4.4%)	4月 あおぞら照行が著選銀行へ転換(これにより全 ての長期信用機能行が著選銀行へ) 金融庁、三井住水銀行に対し行政処分 5月 金融庁、三井住水銀行に対し行政処分 6月 金融庁、三井住水陽上火災保険に対し行政処	6月 金融商品取引法制の成立 12月 貸金業法改正
2007 (H19) 年	5月 主要行の不良債権比率公表(平成19年3月期 1.5%) 0月 地域銀行の不良債権比率公表(平成19年3月 額4.0%)	2月 金融庁、三菱東京UFJ銀行に対し行歌処分 3月 パーゼルⅡの実施	5月 数正公認会計士造成立 電子記録債糧造成立



のは、当然、一体で行動しておりますから、たとえば G7とかG8とかという場面でも、代表は各国財務大臣と 中央銀行総裁なのです。日本の場合は、それにプラス金 融担当大臣が入らないと全部カバーできないのですけれ ども、そこはカバーできないまま今までそのまま来てい るという、ちょっと異例な状態ですが、国民の皆さんか らの疑惑というものを形の上できれいにするためには、 説得力を持って解決するためには、こういう仕組みを取 るしかなかったということであろうと思います。

前頁の図表1を見ていただきますと、金融が大混乱し た時代というのが上のほうにかなり集中的に出てきてお ります。たとえば、兵庫銀行の破綻ということが1995 年のところに出ております。戦後、主要な銀行の破綻と しては初めてです。銀行と名の付くものは破綻しない、 破綻させないということだったはずなのですけれども、 ここで破綻が起こる。そしてその後、山一證券、あるい は北海道拓殖銀行といったところが破綻するのは97年 です。そして翌年には、日本長期信用銀行、そして日本 債券信用銀行という二つの大きな長期信用銀行が破綻 し、国有化をされる。このような、いわば金融行政をや っている人間からすると、これは大混乱の状態にあった。 そのさなかに、金融監督庁という組織も発足をしたとい うことになります。

私が担当しました10年位を、およそその時代で分け てみますと、この金融監督庁発足前後、97年が一番本 格的な始まりだったのでしょうが、この頃から99年の 頃までというのは、日本の金融システムが、いわば金融 不安の状態にあるという時代であったと思います。

行政の対応でいいますと、通常の行政ではなくて、危 機管理的な行政が要求される。じっくりものを考えて仕 組みを作って、先手を打ってというようなことをやって いるゆとりは到底ない時代でありまして、次々と起こる 危機的な状況が国家的な混乱に結び付かないように、あ るいはそれが世界的な金融不安に波及しないように、一 つひとつ、とにかくその場その場で手を打って混乱を制 御するという危機管理の時代であったように思います。

(2)リスク管理の時代

それが一段落しました後からは、危機管理に対応する 意味でのリスク管理の時代といったようなところに移っ ていくということであろうかと思います。不良債権問題 が、その銀行の破綻という形で顕在化するような状況で はなくなりましたものの、残っている銀行は相変わらず 不安な状況を抱えていて、放っておけば再び金融不安が 起こるであろうというような状況の中で、それを起こさ ないために、現に活動している銀行に対して、どのよう な監督上の措置を取っていくか。金融不安に繋がらない ための措置を、どのように取ろうかという時代であった と思います。この二つの時代というものは、いわば金融 行政が金融システムの安定を確保するために、その全精 力を注入していた時期であろうかと思います。

私は金融行政というものは、まず第1が金融システム の安定を図ること。そして第2が、その安定を前提に金 融の仕組みが効率的に、かつ活力のある形で動くという 活力、効率といったようなものが実現できるような仕組 みを作っていくこと。そして三つ目は、金融がお金に関 わる話ですから、公正に行われるようにきちんと監督を すること。こうした大きな三つのことに分けられますが、 大前提はいずれにしても安定ということだと思います。 この安定を追求していたのが、いま申し上げた二つの時 代であったように思います。

その後、竹中金融担当大臣が登場し、2002年に金融 再生プログラムによって大手行の不良債権問題の正常化 を図るということが、タイムスケジュールとともに宣言 されました。10月に金融再生プログラムというものが 公表され、このプログラムにより金融行政のリスク管理 のフェーズの仕上げが、ここで行われるということにな りました。2年ちょっと後ですが、2005年の3月に主 要銀行の不良債権比率が目標をはるかに過達成をして 2%台まで低下をするということで不良債権問題の正常 化が図られ、ここでいわばリスク管理に金融行政の大宗 の精力を集中的に投入するという時代は終わりを告げ た。

その後、現在に至るまで、金融の安定というのは、い わば行政のルーティンワークの中で処理ができる状態に なり、遊撃的な精力はむしろ金融の活力ですとか金融の 効率、あるいは公正といったものを確保するところに重 点投入されていく時代になってきたというように分析で きると思います。

(3)バブル時の教訓

金融危機、あるいは金融不安という状況になぜなった のかということを、解説しておく必要があるように思い ます。基本は、その発端はやはリバブルの生成で、その 時期の銀行行動といったものに、まず光を当ててみる必 要があると私は考えております。

1980年代、ご承知のように黒字削減圧力というもの が非常に強い状況になり、円高が急速に進行している中 で、1985年のプラザ合意です。こういった経済環境の 中で、日銀による低金利政策が長期化をするという状況 にありました。公定歩合を見ていきますと、80年の3 月に9%だった公定歩合が85年には5%、87年には 2.5%ということで、低金利政策が非常に長期化をする。 こうした中で、株式あるいは不動産という資産価格が急 上昇してバブルが発生をしていった。この時に、日本の 銀行はどういう行動を執っていたかということなのです が、価値の上昇が見込まれる資産、土地、有価証券とい ったものを担保に取ることで融資を急拡大するという行 動を執ったのです。裏返しますと、融資を行った場合に、 その返済能力というもの、つまり融資から生ずるキャッ シュフローで、その融資を返済できるのかどうかという ことについての審査をほとんどすることなしに、融資は 急拡大されていった。

なぜか。それは、別にキャッシュフローを生まずに、 そこからの返済ができなくても、その場合は担保を処分 すればお釣りが来るくらいの、回収が簡単にできるとい う時代であったわけで、ここに担保偏重主義、あるいは 担保至上主義の貸し付け行動が行われ、貸し付け審査は おざなりなものとなり、いわば信用リスクに関連するリ スク管理の不在といったような状況が長く続いたわけで す。バブルがずっと続くのであれば、それでも銀行の経 営はもちろんできるわけですけれども、ちょうどサブプ ライム・ローンと一緒で、そんなことはあり得ないわけ で、どこかで必ず反転をするのです。

皆さんがよくご承知の不動産融資総量規制、これが 1990年に行われました。それに先立って、89年から 公定歩合は引き上げられ始めた。これで資産価値という ものは急激に下落をするということになったわけです。 株価で言いますと、日経平均は80年の末には7100円 台にあったのが、バブルの発生とともに89年末には3 万8900円台というところまで上がっているということ です。それがその後、98年には1万2000円台に下が リ、2003年には7600円というところまで下がった。 6大都市の市街地価格指数は、90年を100としますと

ピークにあったのは1991年の103。バブルの前、80 年は16だったわけです。16が103まで上がり、そし て2006年にはまた16に戻っている。

この急激なバブルの発生の時に、貸付先の融資返済能 力を十分審査せずに、担保があるからという理由で拡大 した融資が、このバブル崩壊によって急速に不良債権化 し、あるいは不良債権であったものが顕在化して、実際 にお金が返って来ないという状況が発生してしまった。 担保を処分してもお金は返って来ないという状況に陥っ た。これがこういう事態を招いた背景であったように思 います。

バブルが崩壊していく、日本経済の調子が悪いという 中で、融資先の状況は悪化して行きます。それでなくと も融資返済能力についての審査はしていなかったわけで すが、現実に返済できないという状況が債務者に発生し、 これが不良債権化する。担保価値は下落していますから、 担保を処分しても回収し切れないということで、損失が 現実の問題になってきた。その状況の認識の遅れに伴っ て銀行は不良債権の処理にも後れを取ってしまったとい うことです。

もちろん、こういう損失が顕在化してしまっても、銀 行がこの不良債権を直接処理していくだけの収益力を持 っており、あるいは自己資本が十分厚いということであ れば、それなりのまだ経営選択の幅というものが確保で きたわけですけれども、この経済状況の中では、銀行の 収益自体がどんどん縮小していっていますから、それに よって損失を賄っていくということにも限度があるとい う状況に陥った。

自己資本という面で見れば、資産の含み益というもの が算入できる状態になっていました。この含み益で水膨 れしていた自己資本が、バブルの崩壊とともに自然に縮 小していってしまう。また利益も十分上がらないから自 己資本が積み上がらない。その中でマーケットからしか るべき条件で資本が導入できるかということになります と、これはこうした経済状況の中で潤沢な資本を供給し てくれるような先というものは存在しないということか ら、打つ手なしというところに追い込まれて、日本長期 信用銀行、あるいは北海道拓殖銀行といったようなとこ ろまで破綻という、もっともドラスティックな形での退 場を迫られることになった。

日本長期信用銀行が破綻した時に、長銀が当局に提出 した報告書、その中で破綻の原因として、新経営陣が認 識をどういうようにしていたかということが述べられて います。一つは融資の量的な拡大を行いすぎたこと。二

つ目は、その際に、融資審査が非常に弱体であったこと。 三つ目は融資先が不動産、ノンバンクといったような特 定の先に集中しすぎていたこと。四つ目は貸した先の財 務状況を適時に把握して対応するという与信管理の能力 が不十分であった。特に、自らの関連会社に対する融資 において、これが顕著であったといった要因を挙げてい ます。

ここに、私はすべてが凝縮されていると思います。危 機が現実の問題になってしまった原因がこうであるとい うことは、裏返せば、こういうことが二度と起こらない ように何をしておかなければいけないかというと、実に 簡単なことで、いま言ったことをちゃんとやっていれば いいだけのことで、それは銀行経営をやるという人にと っては、ごく基礎的な技術であり、ノウハウであり、能 力であると思われるわけです。

金融の安定というものを目指して大変な精力を注入せ ざるを得なかったという時代が長く続きましたけれど も、それはこれからは銀行自身がこうした点に十分気を つけて話を進めていけば、別にそう難しいことではない。 危機はもう一度起こらないでも済むのではないか。ある いは状況の変化、経済状況の変化をきちんと読み取って、 その時に、将来、制御できなくなるような大きなリスク を、もしかして今取っていないだろうかということを、 常にチェックしておけばいいという教訓です。

現在の不動産価格が反転している状況がバブルである かどうかというのは、いろいろ議論されておりますけれ ども、こういう局面においても、基本はこの辺にあるわ けです。どういう理由で、どこの地価、あるいはどこの 不動産価格が上昇しているのか、その要因は何であるの か。その要因まできちんと分析できるのであれば、そこ に融資という形、あるいは出資という形でコミットして いく際に、どこに注意していなければいけないのかとい うことは自ずとわかってくるはずです。もちろん、土地 転がしというのが横行していたこのバブル生成期とは現 在は状況が違いますから、個々の要素を見る時にはまっ たく違うところを見なければいけないわけです。

それは、佐藤金融庁長官が論文(*1)も発表しておられ ますけれども、収益還元という形が基本になって不動産 の価格が決まっていくのが主流である現在においては、 この土地転がしの時代とは違うところに着眼をして、リ スクをチェックしていく必要があるということになるわ けです。教訓はここにあるように思います。

(4)不良債権の処理

こうした危機管理の時に、政府は様々な危機管理的な 対応をしました。たとえば、国有化が可能になるような 制度、あるいは将来の破綻が起こらないように公的資金 を資本増強のために使うというような制度、といったよ うな制度です。あるいは、国有化と同時に承継銀行とい う制度もできました。破綻をした銀行が翌日から店を閉 めるということがないように、間をつなぐ制度ができた わけです。

この辺の関係の制度というのは、1998年の金融再生 法、金融機能早期健全化法というような法律でできてい ます。ちょうど今と同じ、衆議院と参議院で与野党が捩 じれている時代の、非常に複雑な政治状況の中で成立し た法律です。野党案丸呑みとかというような言葉が新聞 に踊ったような、そんな時代でした。

法律に沿って公的資本増強が行われ、あるいは長銀、 日債銀の国有化、特別公的管理銀行化というようなこと も行われた、というような時代でした。大変な危機管理 を行っていた時代です。金融機関のことは経営判断だと いうことですまないということで、政府が資本という面 でも、あるいは国有化というような形で経営にも口を出 すというような形で、参加をしていった時代であったと いうことです。

この時注入された公的資金というのは、後にりそな銀 行に入った2兆円とはちょっと別の制度で、この時代に 入ったものというのは約10兆円です。10兆円の公的な 資金が資本増強として入っていったわけです。もちろん、 これ以外に、破綻した銀行の預金を全額保護するために 国民の負担が発生しております。10兆円くらいのお金 は現在すでに交付国債という形で確定しているわけで す。こういったような国民負担も発生させながらの危機 管理ということが行われていったわけです。

図表2 主要行格付の推移 (ムーディーズ) Ana 三菱 住水 三菱 住水 医促 原理 三利三利法 一動 高土 三義 三和 一動 三表 かすはニ 表UFJ IE 表UFJ IE 数 三非性 2・4 みずほ 3・4 みず ほ 東海 東京 東海 東京 東京 長曜 三東語 三東語 三東語 住女語 表現 三角語 東京王章 東京王章 RE ME さ(6 大村 高土 あさひ 一製 高土 東海 三井 住政 大地 住政 大松 佐 東本社 東海 東京 田村 三東 三村 三東 三村 三東 三村 三村 日本 東京 田東 三村 三東 三村 三東 三村 三東 三村 三村 日本任 きかほ 長規 安田徳 一社 高土 一計 高土 一計 高土 一計 高土 東京三東 のか のか 別屋 のか 別屋 のか 開屋 のか A2 東京三農 東京三農 東京三農 東京三農 住友信 在265 サイロ出版 関系リイな 発生 中央三井 大和 長屋 大和 長屋 大和 長屋 さくら **リヤなほ** 三井住水 三角語 サヤな器 みずほかりUFJE HE UFJ 住友性 性 新士 あおぞら 大阪 長規 大阪 長規 主 820 6 高土 820 5 京本信 東海 宝美信 東海 820 5 京本信 東海 820 5 京本信 東海 6 京本信 東海 6 京本信 東海 6 東海 明教 安田信 正教徒 東海 明教 安田信 正教徒 <赤の見か> 三美徒 東洋徒 住太信 三黄语 東洋語 住女語 あきひ 東洋信 安田信 景金格付け(長期)、各年は年末時点 Asa(ドゲ Ar-) 一様のて優れていると判断された 三東位 住2位 8856

大裕 長鹿 日侯道 安 田信 中央 日本

新生 日旗規 住友徒

新生 おおぞら 飲水節

大和 大和 大和 おき 写り作な 場 中央三非 徳 田 中央三非 徳

この時代の一つの象徴的な話が上の図表2です。ざっ と見ていただきますと、左の上から右の下にずっと銀行 の名前が出てきますが、空白になっている部分がありま す。これはムーディーズの格付けで、上から順番にその 格付けが示されているわけです。1988年当時には、最 上位の格付けに複数の日本の銀行がいたわけですけれど も、だんだん姿を消し、ついに1999年には上位五つの ランキングには一つも日本の銀行はいないという状況に なり、それが何年も続くといった状況になってきたわけ です。

極めて優れていると判断された 会合的に選れていると判断された 投資対象として映多くの好利非が関め られ、中級のとは判断された 分類というながある。 投資的な展示されたと判断された 対ましい投資対象としての適性さに欠 けると判断された。

安全性が低いと判断された 食業に登録的と判断された

長期債券に対する最も低い俗付け

Capfe-Y 7 At-1

福建 日本 福建 日本

大陸 日本 大陸 日本

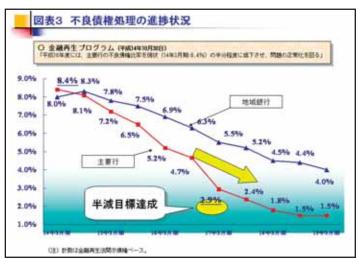
こういった状況にある中で、預金の全額保護というよ うな諸外国に例を見ない制度も導入された。これが96 年です。格付けも非常に低い、信頼度の低い銀行である ということになりますと、銀行の資金調達コストという ものも当然上がってきます。ということは、それだけ当 然貸し出し余力といったものにも制約が加わる。そうで なくても、自己資本がなかなか調達しにくい環境であっ

たということから、特に中小、零細企業に対する貸し渋 りも現実の問題として声高に論じられるようになった、 そんな時代であったわけです。

代な 関系分をな

生き残っている銀行自体も、持続可能性について疑問 を呈せられるといったような状況の中で、何をしなけれ ばいけないかということで出てきましたのは、主要銀行 の不良債権の状況を改善する必要がある、主要銀行不良 債権問題の正常化ということが必要だということが認識 されるようになった。

不良債権処理を具体的に進める必要があるということ で、竹中金融担当大臣が提唱しましたのが金融再生プロ グラムです。2002年に出たものですけれども、2004 年度には主要行の不良債権比率を現状、すなわち2002 年3月期で8.4%、その半分程度に低下させて問題の正 常化を図るというプログラムを出したわけです。



これは当然宣言しているだけではありません。これに 先立ちまして、主要銀行に対しては『特別検査』という 検査が実施されております。マイカルの破綻を契機とし て行われたものですけれども、直前の資産査定において、 破綻懸念先以下というような自己査定がされていなかっ た先が数か月のうちに破綻するといったことが起こっ た。これは、この時代の経済情勢の中で起こり得る話で あるということから、大口債務者に対する債権の実態を 銀行が適時に把握できるようにしておく必要があるので はないか。特に、マイカルの例で問題にされましたのは、 マーケットにおける評価が急速に低下した結果として、 資金繰りが回らなくなって破綻したというケースだった わけです。最後のきっかけは、格付け機関による格付け が一気に4ノッチ下がったために、企業間信用が得られ なくなって、手形のサイトが急速に短縮をする。あるい は、現金決済以外に取引をしてもらえないということに なって、急速に破綻していったという状況でした。その 前に、実はマイカルの社債の利回りは異常な動きをして いたわけです。しかし、それが銀行の自己査定には反映 されていなかった。

この辺を教訓に、主要銀行がメイン銀行として関わっ ている大口の債務者については、その状況が市場評価と いう面から見て、株価が下がっている、あるいは社債の 利回りが異様に上がっているといったようなことが起こ っているというところについて、これをピックアップし て、当局と銀行と監査人が、三者共同で自己査定を作っ て行こうということで特別検査を行った。これで不良債 権は徹底的に洗い出されまして、その結果が2002年3 月期の8.4%だったわけです。

これが行われた結果、諸外国とかいろいろなところか ら、『日本は、もしかして当局も不良債権の実態を把握

していないのではないか。』という疑いを持たれていた のが、これできれいに払拭されまして、後はそれをどう するかだと。こういう不良債権の洗い出しというような ことが、まず行われていたという背景があります。

.

それから、この再生プログラムの中では、こうした大 口の不良債権を処理していくために必要な仕組み、最終 処理を行うための仕組みも提唱されていました。

関係者の間で、再建計画を確定するための合意が得ら れにくいような大口の債務者のケースについて、公的な 色彩を持つ機構が自ら出資も用意し、そして関係者の合 意を図り、合理的な再建計画を策定して、不良債権をオ フバランス化していく、産業再生機構です。こういう仕 組みも用意をされ、かつまた銀行行動に関しては、自己 査定の厳格化、自己資本の充実、そしてガバナンスの強 化といった三つの柱を、それぞれ各論を添えて、この再 生プログラムの中で提起をし、その実行を迫っていった。 この時は、騒動になりました。たとえば、『繰り延べ税 金資産の自己資本への参入上限を検討すべきだ。』とい う話に対しては、各行頭取が揃って反発をする。それは 大変な貸し渋りを呼ぶことになるといったような、記者 会見までなさったりして大変な反発を呼びましたけれど も、結果的にはこうした仕組みももちろん入ってきまし た。

それから、債務者区分です。要注意先、要管理先、破 綻懸念先、このあたり、一つランキングが違いますと所 要引当額が非常に大きな違いになる。ということは、裏 返しますと銀行は自己査定をする時に、やはりどうして も厳しい査定を避けたいという選好が働いてしまいやす い。そうではなくて、もっと実態に合った引き当ての計 算手法もあっていいではないかということで、ディスカ ウント・キャッシュフロー方式による引当金の算定とい ったようなものも大口債務者について提案され、これも 導入されていきました。これをやりますと、引当額とい うのはなだらかな推移をしますから、どうしても破綻懸 念にはしたくないとか、そうしたような選好は働きにく くなるというようなことで、自己査定の正確化にもつな がる。

いくつかのそういったツールを用意して、そしてこの 数値目標とタイミングを示したわけです。その結果、主 要銀行ピーク時8.4%であったものが、目標年次である 2005年の3月期は4%台を目指す、半分くらいにする という話だったのですが、2.9%ということになりまし た。地域銀行については数値目標が設定されていません けれども、ほぼ1年遅れで追いかけるように、ピーク時

図表4 公的資金の返済状況

【預金保険機構による資金援助等の実施及び回収状況】

○預金保険機構が初めて資金援助を実施した平成4年4月から平成19年3月末までの資金援助等の実施及び回収状況

		【資金援助等実施額】	【回収等累計額】
0	預金者等の保護のために実施した金銭の贈与	18兆6,108億円	_
0	破綻金融機関等からの資産の買取り	9兆7,627億円	9兆3,184億円
3	金融システム安定化等のために行われた資本増強	12兆4,274億円	10兆272億円
4	その他の資金援助等	5兆9,893億円	4兆8,440億円

(注1)預金等の金額保護のため、ペイオフコスト般の金銭物みに用いられた交付国債保理(使用)額19兆4,02(使用)は、規段期において国民負 **終として確定。その例については、特金保険程度が全計程度から後収する保険料等、研修全計程度等から買い取った資産の核分、全計程** 関から引き受けた株式等の処分。その他の手段により回収が図られており、現段階では最終的な国民負担の額は確定していない。

(注2) 「国収等累計額」には、準価部分に権当する回収額に加え、債権取立益等準備を終える回収額、有価証券の売が益、不動産売が益等の ほか、實際資産の価格調整額を含み、利息、配当金等の収益は含まれない。

【資本増強の実績】

- ○平成10年から14年にかけて、34行(再編により、現在22行・社)に約104兆円の公的資金による資本増強を実施。
- (旧管室化法に基づき、会計31件(関11件・社)に対し約1.8批用、早期健全化法に基づき、会計32件(関22件・社)に対し約6.6批円)
- ○平成15年8月にりそな銀行に対し、預金保険法第102条に基づき1.98兆円の資本増強を実施。 〇以上をあわせ、これまでに計約12.3兆円の公的資金による資本増強を実施。

【返済状況(平成19年8月10日現在)】

○公的資金による資本増強については、当初の資本増強以来8年が経過し、総じて所期の目的を達しつつある状況。

これに対応し、公的資金の返済も進捗。

資本增強額	既返済額	残額(額面)
約10.4兆円	額面 約88兆円	約1.5兆円
(約12.3兆円)	(実回収額 約10.1兆円)	(約3.5兆円)

(注) ()は、リモな銀行に対する預保法第102条に基づく資本提供額1,36克円を含む額

の8.3%から低下を続けまして、現状、直近では4.0% の不良債権比率になった。4%台の不良債権比率という のは、決して低いわけではありませんけれども、異常な 高さにあるわけではない。まして、地域金融機関は主要 行のようにオフバランス化というものを大胆に行うとい うことをしますと、地域経済を壊してしまう恐れがあり ますから、当然ある程度、貸付先と息の長い関係を続け ながら改善提案をして、もし不良債権化している相手が あるのであれば、それを正常な債権に戻すようなアドバ イスもし、計画も作っていただくことでもって、ある程 度バランスシートの中に抱えた状態で、時間をかけて正 常なものに戻していこうということが必要になりますの で、決して異常な状態ではないのです。それが適正に管 理されているかどうか、ここのところがむしろ問題にな るということであろうと思います。

主要銀行の現状1.5%というのは、欧米の著名な大銀 行の水準と比べて何ら遜色のない状況になっている。こ の辺りで、不良債権問題は、一応めどがついて、金融の 安定を目指すフェーズというのは終わりを告げたという ことであろうかと思います。

1986年に、ディスクロージャーも必ずしも行き渡っ ていないし、金融不安を醸成しやすい状況にあるという ことから、銀行が破綻した場合、原則である預金1000 万円までの保護というのを時限的に全額保護するとい う、異例な仕組みを入れていた。けれども、この仕組み も2005年3月解除され、翌月の4月からペイオフ解禁 が実施され、正常化が図られた。

10兆円余りの公的資本増強が行われましたというこ

とを申しました が、上の図表4に 出てきていますの は、どんな形で公 的な資金が破綻し た銀行などに出て 行ったかという表 です。資本増強額 10.4兆円、これ については一番下 にあります。これ が先ほど申しまし た金融不安解消の ためにシステマチ ックに導入された 公的資本ですが、

これがすでに額面で8.8兆円回収されているということ です。実回収額がその下にある10.1兆円ですから、国 は回収にともなって約1.3兆円のキャピタルゲインを実 現しつつ、これを回収しているということで、金融の仕 組みが正常に動き出していることの一つの現れというこ とになろうかと思います。

そんなことですので、だいたいこの第1のフェーズに ついては、いま申し上げましたような手法を取ることで 解決をしていった。

(5)最近の状況

図表5 正常債権問題 <全国銀行の金融画生法開示債権の増減専用等> 15年3月課 16年3月課 17年3月課 13年3月課 18年9月課 19年3月期 不会保険日本(%) 7.4 5.8 4.0 29 2.7 2.5 TOGGREE (AFT) 35.3 26.6 17.9 13.4 金融等を出版の協権(下急情報)(大円) A 79 A 87 A 87 A 46 A 10 A 14 55.英智學情報 +0.1 A 5.5 A 5.2 A 1.2 A 0.5 A 0.8 +4.7 +3.0 +2.1 +1.5 +0.0 +1.0 CHARGEST ME 世級保権以下からの上力誘導 +1.5 +0.3 +0.2 +0.4 +0.2 +0.2 正常情趣化 ▲ 23 ▲ 38 ▲ 34 ▲ 15 ▲ 09 ▲ 11 位装備権以下への下方連等 ▲ 33 ▲ 23 ▲ 09 ▲ 04 ▲ 0.7 A 3.1 ▲ 0.7 ▲ 1.7 ▲ 1.9 ▲ 0.7 + 0.1 ▲ 0.2 56克斯情報以下 ▲80 ▲32 ▲35 ▲34 ▲05 ▲06 (建城景况) 機能者の実活悪化等 +40 +33 +31 +19 +12 +27 医管理機能からの下方面等 +3.1 +3.3 +2.3 +0.9 +0.4 +0.7 オフィヤンスを集 ▲ 15.1 ▲ 9.8 ▲ 8.9 ▲ 6.3 ▲ 2.2 ▲ 4.0 (主) 都建-旧典体理-保証及び地域銀行を集計

今後、銀行が注意をしなければいけないことは何かと いうと、不良債権問題というよりは正常債権問題である うと、私はよく申し上げております。この不良債権比率、 上の図表5の一番上の欄で見ていただきますと、全銀行、

味しているわけです。

一番右上の欄の19年3月期、2.5%です。主要行、地域銀行合わせたところで2.5%、ということは、裏返しますと正常な債権というのが97.5%あるということを意

そこで、冒頭に申し上げました危機の時代がなぜ到来したのか。何が、銀行の行動の中でおかしかったからそんなことになったのかということを、もう一度思い出していただいて、それをやっていただければいいのです。この97.5%の正常な債権というものが、不良債権化しないような、そういう経営というのをしていただく、あるいは不良債権化する恐れがあるということをいち早く察知して、打つべき手を打つということをやっていただく。これをやっていただいていれば、この問題で銀行が四苦八苦するということはないはずだ、という意味です。

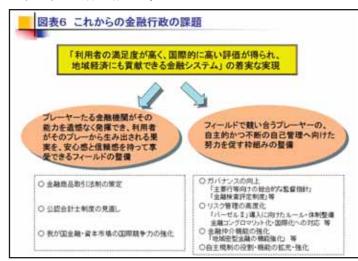
もちろん、経済がドラスティックに悪化するような時というのは、そんな理屈どおりには行きませんけれども、であればこそ、そういう時にはどうしたらいいか、ということを考えればいい。早く、経済が悪化しているということを認識する必要があるわけです。土地の価格、いやいつかは戻る。いつかはまた上がり始める。というような、そういう淡い期待で従来どおりの経営を続けていると、深みに嵌るという経験が現にあるわけです。これは、土地の価格に限りません。経済の状況が著しい変化を遂げ始めたという時には、いつかは元に戻るだろうなどということは考えずに、そういう状況が続くという場合に打っておくべき手は何か、ということを考えてやって欲しい。こういう経営管理をして欲しいというのが、この不良債権問題に10年、大変な労力を費やした当局としての願望であるわけです。

2. これからの金融行政

これから、金融行政はそういった時代を経て何をしようとしているのかが、図表6にあります。これまでの金融行政、今まで銀行の話しか出しませんでしたけれども、保険会社についても似たような状況だったわけです。生命保険会社の破綻というのも、ずいぶんありました。それは運用環境が非常に悪いということです。長期で引き受けた保険債務について、運用環境が悪い中で行うということであれば、当然そこに逆ザヤが発生するというようなことがあったわけです。

今までの行政というのは、金融機関が破綻することによって大変なことが起こる、国民経済上問題が発生する、 というようなことがないようにということで行われてき た。国民の税金が金融機関に投入されました。あるいは、 各金融機関がそうした状況にならないような仕組み、た とえば保険であれば予定利率の引き下げをあらかじめ行 うことができる、というような、つまり途中から約束を 変えるというようなことも一定の要件の下にできるとい うような法律も作った。

occini



どうも金融庁というのは、金融機関を助けてあげるために制度を作っているのかとか、お金を使っているのか、と誤解されかねないよう仕組み、つまり金融機関そのものに目を向けて行政をせざるを得なかった時代から、やっとそれから脱却をしまして、本来、行政が目指すべき金融機関の向こう側にいる、金融機関を利用している人たち、これはプロであれアマであれどちらでも、金融機関のユーザーというものが金融の仕組みの効用を最大限に享受できるという仕組みを作る、つまり、活力、効率、あるいは公正といった分野、この分野にようやく本来の力を発揮するという状況になったということです。

一つは、プレーヤーである金融機関が実力をきちんと 発揮できるようなフィールドを用意するということで す。できるだけ競争が活発に行われる。それによって利 用者がメリットを得るというフィールドを作る。また、 そのフィールドでは反則が行われないように、反則が行 われることで利用者がひどい目にあうということがない ように、きちんとしたアンパイアの役目を行政は果たさ なければいけない。いわば、高速のあるいは非常に条件 のよいフィールドを準備するグラウンドキーピングの仕 事、そしてそこで行われるプレーが反則ということで汚 されないようにするアンパイアの仕事、こういう仕事に 全力を注入する必要がある。これが一つ。

それからもう一つは、利用者が最大限にシステムから 満足度を得るということで言うならば、そのフィールド で競争をしているプレーヤーたる金融機関が質の良いものでなければならないわけで、プレーヤーが自己の質を向上させるための自己管理、これを不断にできるように、そういったことを促すような行政をする必要がある。こういうことをこれから目指していこうという方向になっております。

図表6の左側のできるだけ競争が活発に行われ、かつ利用者が安心して信頼感を持って金融という仕組みを利用できるようにという意味で、当面の取り組みとして行われているのが金融商品取引法制の制定、そして公認会計士制度の見直し、そして金融・資本市場の国際競争力の強化といったものです。これを行うことでフィールド整備が行われ、できるだけ利用者の人が自らの選好に基づいて、多様な選択肢の中から一番良いものを選ぶ。もちろん、その結果としてのリスクはご自身で負っていただくという仕組みを作りつつある。

それから図表6の右側にありますプレーヤーの質の向上。ここにはある程度、これまでの辛い金融行政の経験が反映されているわけですが、一つはガバナンス。金融機関のガバナンスを向上させていただくために、当局として、その持つべき視点を明らかにする。それから、リスク管理の高度化。これも痛い教訓があるわけですが、単なる信用リスクだけではありません。様々なリスクに既に身を晒すようになってきておりますから、こうした

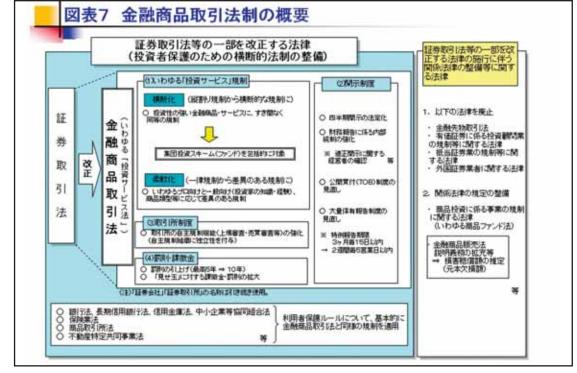
リスク管理を高度 化していくという ことについて、当 局がしかるべき役 割を果たせるよう にする。あるいは、 少なくとも当局は その点を注意深く 検証して、問題が ある場合には警告 を発することがで きるようにしてお く。そして三つ目 として、金融仲介 機能を強化してい っていただく。特 に、地域金融機関 においては、地域 の皆さんから評価 されるような仲介

機能を果たせるように、不良債権問題で四苦八苦をする、あるいは生き残るためにとにかく何かしなければといったような発想ではなく、地域の経済を発展させる、その発展とともに自らも発展していくというような、こうした地域における金融仲介機能を強化してもらうための施策をチェックしていく必要がある。

そして、最後のポイントは自主規制機能の強化。何で もかんでも当局が法律に基づいて出て行かないと、世の 中が落ち着かないというのでは金融界の発展はあり得な いし、そういう金融界しか持っていない日本国民という のは非常に不幸であるということになるわけです。法律、 法令に基づいて当局が強権を発動するというのは必要最 低限の場面であって、本来は法令違反でなくても金融機 関の、あるいは金融市場の信任を損なうような事柄は自 ら排除していって、それによって役所の介入を招かない ようにして、市場の自由度を保ちながら市場の信頼を高 める、自主規制機能というのが非常に大事ではないか。 この辺にいま注力してやっているところです。

(1)金融商品取引法制の策定

金融商品取引法制の中で特に大事なことというか新機軸なのは、下の図表7の「いわゆる投資サービス規制」の中の横断化、柔軟化の部分に網掛けをしており、この部分がポイントになるものです。



誰も監督していない、たとえば平成電電ですとか、オレンジ共済ですとか、そういうところで詐欺的な行為が行われてしまった。警察が出て行く以外に、保護のしようのない世界がある。あるいは、外国為替証拠金取引、これも当時誰も監督していなかった。結局のところ、それで強引な勧誘などに乗って、老後の生活資金すべてをつぎ込んでしまったような方もいる。デリバティブですからつぎ込んだ資金を上回るような損失が発生することがあるわけです。そういう中で、どうしたらいいのだと言っても、誰も担当していませんということがあったわけです。

こうした金融の仕組みが、金融商品、金融サービスが どんどん多様化し、高度化していく中で、規制の隙間の 穴に落ちてしまう。規制がかからないというものが次々 と発生してくる。こういう状況を改善する必要がある。 それが利用者を守ることになるということから、規制の 横断化ということを行って、投資性の強い金融商品サービスには隙間のない形で規制がかかるようにした。銀行が扱っている商品か、保険会社の商品か、証券会社の商品か、そういう観点からではなく、その金融商品はどういう性格のものであるのか。誰が売っているかではなく、何を売っているかという視点から投資家保護のため、消費者保護のため、必要な規制をかけるという横断化を行ったわけです。

これで最近、特に話題になっているのがファンドと言われるものです。これは、まったく規制の網の外にいたわけですけれども、そういったものに一般投資家がどんどん関わるということがあるならば、何らかの実態把握は当局ができるようにしておいたほうが良いので、この横断化ということが行われることになった。銀行が売っていようと、証券会社が売っていようと、同じ性格の金融商品には同じ規制がかかるというやり方を取ったのです。銀行業法、保険業法というように日本の監督の基本はいま縦割りですので、ここが一つ画期的な部分です。

かつ、今回は柔軟化ということを行った。すなわち、利用者を保護するといっても、一般消費者を保護する場合と、プロの投資家を保護する場合では保護の仕方が当然違わなければならないわけです。プロ同士の取引に一般投資家と同じような一律規制をかけた場合には、非常に取引がやりにくくなります。過重なコストがかかることになりますので、先進的な金融商品の開発などというのは行われにくくなるし、現にもうプロ同士の取引ということ自体が抑制されることになりかねませんから、そういったことが起こらないように、売る相手が誰である

かによって規制の内容を柔軟にする。マトリックスを書 くことになるわけです。簡単に言ってみますと、たとえ ばある商品、それはどういうリスクを持っているか。元 本が保証されているのか。あるいは最悪の場合、元本を すってしまうところまでリスクがあるのか。そうではな くて最悪の場合、元本をするだけではなくてそれを超え る損失が発生して、家屋敷まで取られてしまう可能性が ある、というような金融商品なのか。そのリスクの大き さによって説明の度合いが変わってくる。あるいは、勧 誘の仕方への制約が変わってくる。しかし、それを誰に 売るかによっても規制の内容は違う。相手がプロである か、アマであるかで、線を引く。あるいは、本来プロだ けど、自信がないからアマ扱いしてくれという人がいる ならそこで線を引く。逆に、本来アマチュアなのだけど、 おれは自信があるからプロ扱いでいい。もっと効率的に 取引したいという方がいらっしゃればそこで線を引く。 そうやって縦と横に線を引くとマトリックスができま す。そのマトリックスの、どの欄の取引であるかによっ て、こういう規制になりますということを決めたのが、 この金融商品取引法です。

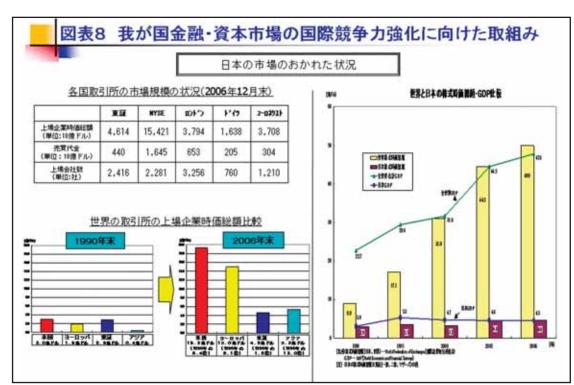
したがって、今までこういった商品をあまり扱っていなかった銀行などは、よく注意をしないと、思わぬ落とし穴に嵌ることがあります。売る方は、従来の銀行の発想ではもうやっていけないという状態になっている。お客さんの方は銀行が相手だから安心だと思って来ていますから、手間がかかると言いますけれども、いよいよ事が起こった時は、必ず銀行は文句を言われるわけです。「なんだ。」と。そういうことになりますと、銀行は本来安心なところだというふうに日本国民全員が思っていたのに、銀行ってやはり信用できないのだというように、裏返ってしまう可能性もあるわけです。だから、これは手間がかかるようでも新しい商品を扱おうというのであれば、金融商品取引法の考え方をよく理解して、行員の皆さんの訓練をしておいていただく必要があるということです。

(2)公認会計士制度の見直し

よく投資家の自己責任と言いますけれども、株式市場なり何なりで取引をして損をした。損をしたと言っても、それはあんたが自分でそう判断して投資したのだからあんた自分の責任だというのですが、『あなたの責任ですよ。』というように、自己責任を問うためには、二つの大事な要素があります。

一つは、市場において情報が正確にきちんと開示され

ていること。もう 一つは、取引がち ゃんと公正に行わ れていること。適 切な情報開示と公 正な取引。この二 つが車の両輪で す。嘘とか、いか さまが横行してい るのであれば、そ こで嘘やいかさま に騙されて買って しまいました、売 ってしまいまし た、という人が損 をしたという時、



それはあなたの判断だからとはなかなか言いにくいので、そんなマーケットを運営していたのは誰なのだと、取引所の責任はどうなる、あるいは当局の責任はどうなる、という話に当然なるわけです。

投資家保護というのは、投資家の皆さんに自己責任が 問える環境を作る。そのためには、正確なディスクロー ジャーと不公正な取引の防止ということがきちんと確保 されている必要がある。適切なディスクロージャーを確 保するために、公認会計士法の改正で行われました。こ れはカネボウ事件とかがありました。結局、姿を消して しまった監査法人があります。そういうことの教訓から 出てきているもので、個々の監査人がちゃんと監査して いるかどうかを、監査法人自身がチェックをする、そう いうガバナンスを確立してほしい。あるいは監査人とい うのは、監査している相手からお金をもらって監査して いるわけですので、本当にそれがクライアントの言いな りになって、ちょっとおかしいけれども「まあいいや。」 と言って、認めてしまうということはないのかどうか、 監査人の独立性は大丈夫か、という点について、たとえ ばローテーションルールのようなものの整備をするなど の改正をしたのがこの法律です。

(3)金融・資本市場の国際競争力の強化

図表8に世界の各証券取引所における上場企業の時価 総額というものが並べてあります。これを見ますと、東 京証券取引所というのはNYSE(ニューヨーク取引所) に次いで2番目という状況になっています。

目を下のグラフに移していただきまして図表8の左

側、1990年末に、その上場企業の時価総額がどんな状況だったかと言いますと、アメリカ、ヨーロッパ合計、そして東京証券取引所、アジア合計というふうに見ますと、東証というのは全体の3分の1くらいのシェアを持っていたのです。ところが、その右側にいって、2006年末、東証は4.6兆ドルです。確かに、規模は増えていますけれども、これは90年の規模と比べて1.6倍です。

それに対して、アメリカ合計は19.3兆ドルで、これは90年の6.4倍という規模になって、大変な伸び率を示しています。ヨーロッパに至っては、その上、8.1倍。さらに、アジアとなりますと、アジア合計では13倍という猛烈な成長をしているのですが、相当な出遅れが東京証券取引所には見られます。

大きな原因は、図表8の右グラフの、折線で表したGDPにあります。ずっと不況が続いていたということです。デフレスパイラルになるかもしれないというような状況で、GDPが全然伸びない。こういうところで取引所だけが活気を呈するということは、理論的にはなかなか考えにくい話です。これが一番大きな原因なのでしょうけれども、それにしてもやることがいっぱいあるのではないかということで、東京証券取引所を中心とした日本の市場の国際化ということについての議論がいま進んでおります。

スタディグループというのが今年できておりまして、 そこでいろいろな論点が提言されております。国際的に 見て、こういうところが遅れているのではないか、ある いは使い勝手が日本の場合こういうところが悪い、とい うようなところが整理されています。銀行・証券間のフ

JREI

ァイアーウォール規制のように金融規制の話もあります。 周辺サービスの専門的人材育成では、英語がしゃべれる弁護士というのはどれだけいるのかとか、あるいは英語でアメリカの制度と日本の制度の両方をわかっていて、ちゃんと議論ができる弁護士さんがどれだけいるか、会計士さんはどれだけいるかといったようなこと。あるいは、国際空港不便ですよね、成田ってどうしてあんな遠いのですか、というような議論もあります。いろいろ

な議論が出てくる中で、国際化ということがいま追求さ

(4)努力を促す枠組みの整備

れているという状況です。

今度は、先ほどのプレーヤーの質を高めるという観点から、当局がインセンティブを与えたい、あるいはそういうところに当局が注目しているということで、金融機関側の皆さんの努力を促したいということについて、お話をしたいと思います。

ガバナンスの向上

監督をする場合に、図表9の網掛けの部分ですが、当局は、その金融機関、主要銀行のガバナンスというのがどうなっているかということを監督上、一番注目しています、ということがここに書いてあります。経営管理の有効性というものについて、重点的にチェックをしていくし、そこに問題があれば行政的な指導も行うし、それが不祥事や何かに結び付いていれば行政処分ということ

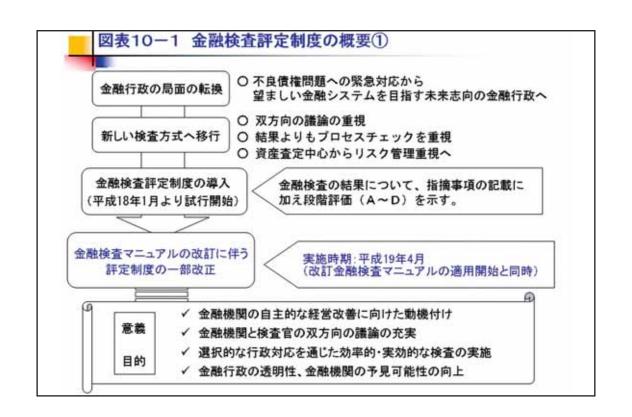
もあり得ます。現に、優越的地位の乱用みたいなことが あって処分されてしまったところがあります。

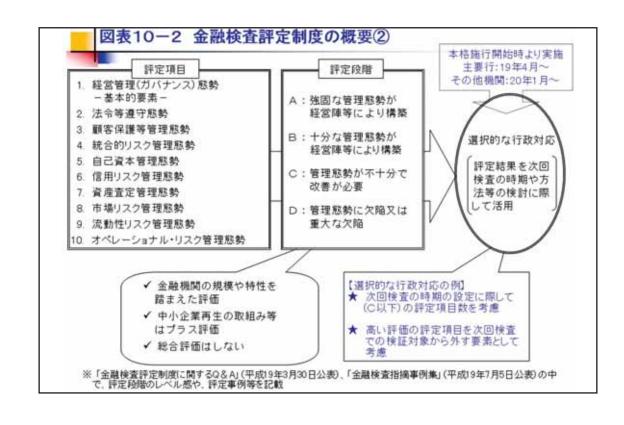
図表10の金融検査評定制度は検査で通信簿をつけましょうということが出てきております。図表10 - 2にあります評定段階は、ABCDというようになっています。10の評定項目について、評定段階4段階、AとBは合格、CとDは不合格という形で通信簿を付けて、この合格しているような部分についてはできるだけ当局の関与は抑えて、あまり手間をかけないように選別的な監督をする。不合格のところについては、ちょっと重点的なチェックが入りますということで、金融庁とあまりご縁を持ちたくないとおっしゃる金融機関の方は、努力をしてAやBをずっと並べればあまり口出ししませんというやり方で、努力をしていただきたいということです。

4段階というのがみそです。松竹梅とか上中下とか、小学校の5段階評価とか、日本人というのは奇数が好きなのですけれども、ここはあえて真ん中がないのです。どちらでもないというのはないようにして、これは意図的にそうしたので、そういうのを作ると、何となく、皆、最後困ったなというので、真ん中の3にしておくかとなりがちなのです。ここでいうと、ABCDEとあると、まあてだなとか、安易な判断が出る可能性があるので、黒か白かしか作らなかった。金融の世界というのは本来そういう世界なのです。だから日本人の農耕民族的発想にはちょっと合いにくい部分はあるのですけれども、あえ

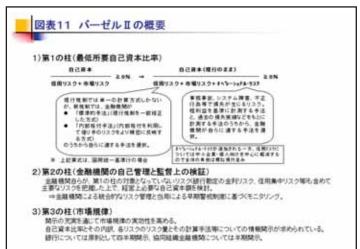
てチャレンジをし てみました。それ がここの部分で す。







リスク管理の高度化

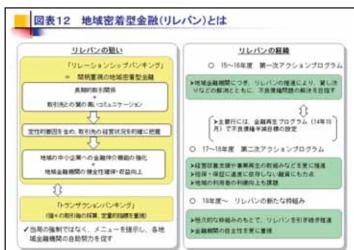


銀行の自己資本比率というものがどれだけなければいけないかというのが、バーゼルの銀行監督委員会で新しい考え方が提示された。これを徹底していきましょうということです。

図表11に沿って見てみますと、第1の柱、当局がこれだけの自己資本が必要ですよということを定める部分。それから第2の柱、当局が定める部分の外にある話であるけれども、その銀行の特性に応じて経営者は当然用意しておく必要のある自己資本というもの。第3の柱は、こうした内容を外に向かって発表することでマーケットの評価を得てくださいという市場規律。これによって銀行のリスク管理能力というものを高めていきたいということです。

かつての銀行の破綻の時代などは、信用リスクの問題だけでしたけれども、今やこれはそれにとどまりません。市場リスク、当然ですし、オペレーショナルリスク、コンピュータの不具合によって損失が発生する、あるいは行員の不祥事によって損失が発生し、さらには評判が低下をするといったリスクも全部計量化をして、どれだけの自己資本が必要かを算定していきましょうという仕組みです。

金融仲介・地域密着型金融の機能強化



地域密着型金融(リレーションシップ・バンキング)は、先ほどから言っておりますように、主要銀行のように状況がよくなくなった債務者については、さっとサービサーにこれを売って、バランスシートから消してしまうというようなやり方は、地方ではできません。そこで、長い関係の中で自らの情報量を駆使しながら、地元の債務者との付き合いを深めていく。それによって貸付先も向上させ、その跳ね返りとして自らも向上していく。そして地域経済を発展させていくという考え方に基づくプログラムです。

これはだいたい順調に進んできておりますけれども、 まだまだ利用者の方からの意見を聞きますと、いまだに 担保保証一点張りの貸し付けしか考えていないとか、と いうような反応も出てきております。ずいぶん良い方に 回ってきていますけれども、なかなか先は長いというよ うな感じがします。

自主規制の役割・機能の拡充・強化

マーケットでは、証券会社というのがいつも介在しているのです。たとえば、資産運用をしたい人、投資家です。この人は証券会社を通じて取引をする。ファンドもそうです。それから、資金調達をしたい人である発行会社は、株や債券によって、これも証券会社を通じて、ここの審査を経て上場なり何なりをしていく。それから証券会社自身も自分の勘定で、マーケットで取引をする。

こういうことで、この取引所、投資家、調達者、そして証券会社、いずれもこの証券会社がポイントになってくるわけです。ここのところで、きちんとしたスクリーニング機能が働くと、マーケットは公正に、かつ効率的に働くはずだということから、図表13にある自主規制



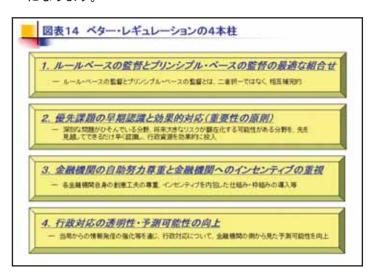
が大事です、ということを論じて、いくつかの課題を各 会社なり、あるいは業界団体にお願いをしていくという ことです。

仲介者としての証券会社として、一つは、受けた注文を間違って発注しないでくださいという、最近でも本当に誤発注により決済不能に陥るおそれもあった話ですが、大きいところでとりあえずのお金がいっぱいありましたから、現金決済で済んだのですけれども、もしそうでないところだったら、決済不能が起こっていた可能性があるわけです。もちろん、その損失を誰が負担するかということは、取引所と会社の間でまだ争っておられますけれども、いずれにせよ投資家にも大変な迷惑が来る話です。

自分がちゃんとオペレーションをしてくれ、それから、 発行会社や投資家が不正をしようとしているということ を察知したら、それを、その段階でブロックできるよう にしてくれ。あるいは、不正でなくても、法律違反でな いかもしれないけど、この取引をやったら、この条件で この取引をやったら一般投資家に猛烈な迷惑がかかると いうような取引を持ち掛けられた場合、やはりそれは市 場の信任を損なうのだから、違法な取引ではないけれど もやってはいけないということで、これを止めようとい うようなことが、あってほしい。プレーヤーとしては、 利益相反の防止ということをやってほしい。お客さんか ら受けている注文と自分の勘定でやる注文を、自分に有 利なように引き付けてはいけないということなどなど、 こういうような課題を自主規制という形でやってほし い。では、いとっがい起時高が辺っるのは、いとっがい起時高が辺っるのは、いといいのがでいる。といいのは、とは同もとらやこがにとは同もとらかこのがい起時高が辺っるのがいとがいる。

最近、金融庁の 考え方の中で図表 14の「ベター・

レギュレーション」というのが、出てきております。この辺は、佐藤金融庁長官が非常に詳しく、記者会見などでも論じておられます(*2)から、それを見ていただくのが基本だと思います。ルールベースで何でも法令で決めてそれにより監督をしていくやり方と、そういうやり方ではなくてプリンシプルベース、大原則が示されて、その原則に反しないようにやっていくという監督を、時々の状況、金融セクターを巡る局面の変化に応じて最適に組み合わせましょうということが、この第1のポイントになります。



ルールベースというのは、たとえば不正行為の防止み たいな時には非常に役に立つわけです。プリンシプルベ ースというのは、たとえば自己管理、つまりガバナンス というものがちゃんとできているか、どういう体制をと っているかとか、あるいはそれまで法令が予定していな かったような新しいサービスや商品を開発したという場 合に、それを本当にマーケットに出していいのかどうか ということを判断する時は、このプリンシプルベースの ようなものの方が良いわけです。良いところがそれぞれ あるので、それを組み合わせてより良い規制環境という ものを作りましょうという、これが第1の柱。

そして第2には、深刻な問題が潜んでいる分野を早め に見つけ出して、リスクベイシスでそれを見ていきまし ょう。サブプライム・ローン問題というのは、それがう まくワークしたかどうかよくわからない状態なわけで

それから3番目、インセンティブの重視。当局が押し 付けるのではなくて、金融機関が自ら創意工夫をするこ とが金融機関のためにもなり、行政の関与の軽減にもな るというような、こういう仕組み、枠組みを導入してい

そして最後に行政の対応をできるだけ透明にして予測 可能性があるようにしておく。この辺を状況に応じてや りましょうというのが、ベター・レギュレーションです。

(5) サブプライム・ローン問題

プライムでない、あまり優良ではない、信用度も高く ない方達への住宅ローンがアメリカで開発されました。 住宅価格がどんどん上昇していっていますから、最初借 りる時は安い金利で借りられるけれども、あとでそれが ステップアップしていく。ステップアップしても、持っ ている担保価値が上がっていきますから、その担保をま た使って次の借り入れをすれば、高い借り入れにも対応 することができるという、本日の冒頭でお話をした日本 のバブルの生成のところで出てきたような、そんないつ までも住宅価格が上昇し続けるわけがないと誰でもわか るのですけれども、そういう商品が大量に出回って、こ れが証券化をされたということから発生した一つの問題 だったわけです。

そもそもサブプライム・ローンというローン自体の妥 当性はともかくとして、問題の本質はそこにはないので、 『証券化ということに伴って、不確実性が猛烈に増した。』 ということがこの問題の本質であるわけです。証券化と いう金融技術は非常に効果的です。リスクが分散される わけです。

住宅ローンがこうやって数多く、大量に焦げ付いて、 誰でも思い当たるのが住専です。それによって特定の銀 行や、特定の系統金融機関が倒れるかもしれないという、 あっという間に、特定の金融機関の経営不安ということ

図表15 サブプライム・ローン問題の動向 美國住宅の一>市場 三つの不確実性 ウリスクは動の不確実性 - 哲学化に呼って確実度のリスクが分離した結果。リスク の存在の特定が困難に。 3914 その他の貸出市場 2個格が成の下端発性 ・記事を高品に対する市場の機能が対象的が表す。 が成的性の不理実性 知恵資金を譲渡して、長期運用を行うという資産・発便の して、リティのモスマッテの秘索、資助性リスクが表演を、 A D S (Asset Backed Security, 資産賠償証券) * * * * クレジット市場 各種ローンを表付けたする様々な証券を無益が発展。 サブブライム 長田的な100万円の田田宝田は下来。 ヘッジファンド等 (448) * * * * サブプライム 関連ABS (388様中心) 中央銀行による 椎式市場 为财市场 ABCF (Asset Backed Co WARRENG) * * * * サブプライム 関連C00 数果の金融機関がいつク ABCP アップラインを供与 (資産は長期、負債は折削) ABCPの信道が開発に DEM:N

に結び付き、それが破綻の連鎖を通じて金融不安になっ てしまうという構造が、証券化がされているために起こ っていないのです。リスクが分散されているわけです。 銀行のバランスシートにはその債権はもうないのです。 それは証券化という形でいるいるな人が分散して持って いる。

ところが、この分散をしてしまった結果として、リス クが今どこにあるのかということが逆にわかりにくくな っているという、これが一つ。リスクの所在が不明確に なったという不確実性がある。

それからもう一つは、そういう不確実性があるために、 この証券化商品がいま時価いくらなのかという値付け。 この値付けが技術的に非常に難しい、できないというこ とが起こった。

第1の先ほど言ったことは信用リスクがどこにあるか がわからなくなってしまった。第2は市場リスクという ものがどういうふうになるのかがわからない。値段が付 かないということからわからない。それから三つ目は、 これを扱っているファンドとか導管体と言われるような もの、こういうものは、短期で資金を調達して、このフ ァンドの長期運用をしているわけです。この短期資金調 達をバックアップしているのが金融機関である。銀行や 何かであると。そうすると銀行の流動性というものにリ スクが発生するということが起こってきた。ところが、 これがどういうようにして発生するかが、銀行もよくわ からないという状況にある。市場リスク、信用リスク、 流動性リスクといったものが複雑に絡み合い、かつそれ がどこでどう顕在化するかがわからないという不確実 性、これがこの問題のポイントになってくるわけです。

ですから、これを一気に解決する方法というのは、私 は多分ないと思います。一つ一つどこが問題だったのか ということを根気よく、追求しながら議論していって、 足らざる部分を埋めていくというやり方であろうと思い ます。たとえば、格付けというものが問題があったとい うなら、どこに問題があったのか。それはどうやったら 不確実性を制御できる形まで持っていけるのかというよ うなことです。こういったことを一つひとつ議論してい くのだろうと思います。

この議論で、一つだけ間違ってはいけないことは、 『だから証券化などは危ないのだとか、胡散臭いのだと いうことは絶対にない。』ということです。証券化のメ リットは如実に出ているのです。銀行がバターンと倒れ たというような格好になっていないし、英国の行列がで きた銀行でも噂でああなってしまっただけの話で、健全 な銀行なのです。だから、証券化でリスク分散を行った、 そのリスク分散がマーケットメカニズムの中で、扱われ ているという、このメリットというのがここに現れてい

どう現れたかというと、どの中央銀行もマーケットメ カニズムを通じた資金供給を行うことで、当初の不安を コントロールできたわけです。それは、まさに証券化が 行われていたからできた話。そうでなければ奉加帳を回 すしかなかった。かつて、LTCM(ロングタームキャピ タルマネジメント)という大きなファンドがアメリカで おかしくなった時に、そういうことがありました。そう いう手法ではない手法で、とりあえずコントロールをし、 もちろんその後いろいろなことが起こりますから、その 都度手は打ちますが、基本はマーケットメカニズムを使 った手法でコントロールしているのです。

これは大きなメリットなわけです。このメリットを生 かしながら、しかし、証券化に伴って、こういう不確実 性が生ずるのだということがわかったわけですから、一 つ一つそれを丹念に追いかけて行って、できるだけ不確 実性というものを小さい幅に抑えていくということが大 事だと思います。

私の経験やら、最近の考えていることなどを踏まえま して、お話を申し上げました。

- *1佐藤隆文「金融庁はこう見る 不動産市場の動向と金融行 政上の課題」2007.3.27日号 週刊エコノミスト(毎日新聞社)
- *2金融庁ホームページ 平成19年7月31日都内にて佐藤金 融庁長官講演

http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20070731.html

(本稿は、平成19年10月16日に開催された当研究所主催の「土地月間」福岡講演会での講演内容をもとにとりまとめたものです。)